

# 平成26年第1回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成26年3月12日(水)

東洋町議会

余 白

## 平成26年第1回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場  
開 会 平成26年3月12日(水) 9時00分宣告  
出 席 議 員 (9名)  
議長 今宮 裕明 君 副議長8番 西岡 尚宏 君  
1番 福島 登 君 2番 平山 照生 君  
3番 高畠 俊彦 君 4番 小松 熙 君  
5番 武山 裕一 君 6番 小野 正路 君  
7番 田島毅三夫 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長 松延 宏幸 君  
副 町 長 大坂 哲也 君  
会 計 管 理 者 川田真由美 君  
教 育 長 奈良崎幸一 君  
総 務 課 長 光本 速雄 君  
税 務 課 長 安岡 良仁 君  
住 民 課 長 光本 孔士 君  
産 業 建 設 課 長 伊吹真貴博 君  
教 育 次 長 藤村明美智 君  
地 域 包 括 支 援  
セ ン タ ー 事 務 局 長 蛭子 浩久 君  
総 務 課 長 補 佐 北川 晃彦 君  
総 務 課 長 補 佐 長崎 正仁 君  
税 務 課 長 補 佐 福原 良幸 君  
産 業 建 設 課 長 補 佐 小池 昭平 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 生松 克祐  
事務局書記 築地 仲音

議 事 日 程 別紙のとおり  
議事のでんまつ 別紙のとおり  
会議録署名議員 3番 高畠 俊彦 君 4番 小松 熙 君

## 平成26年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成26年3月12日(水) 午前9時00分開議

- [日程第1] 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
- [日程第2] 議案第3号 東洋町水防協議会条例の一部を改正することについて
- [日程第3] 議案第4号 東洋町社会教育委員に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第5号 東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第6号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて
- [日程第6] 議案第7号 東洋町立学校基金条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第8号 東洋町町道占用料徴収条例の一部を改正することについて
- [日程第8] 議案第9号 東洋町公共物管理条例の一部を改正することについて
- [日程第9] 議案第10号 平成25年度東洋町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて
- [日程第10] 議案第11号 平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて

- [日程第11] 議案第12号 平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第12] 議案第13号 平成26年度東洋町一般会計予算を定めることについて
- [日程第13] 議案第14号 平成26年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第14] 議案第15号 平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第15] 議案第16号 平成26年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第16] 議案第17号 平成26年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第17] 議案第18号 平成26年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第18] 議案第19号 平成26年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第19] 議案第20号 平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第20] 議案第21号 平成26年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第21] 議案第23号 安芸広域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部の変更について
- [日程第22] 発議第2号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書について

[日程第23] 発議第3号 原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な  
検討を求める意見書について

[日程第24] 閉会中の継続審査・調査の申出について

(1) 総務教育民生常任委員会

(2) 産業建設常任委員会

(3) 議会運営委員会

[日程第25] 一般質問

平成26年第1回東洋町議会定例会 平成26年3月12日 水曜日  
議事のてんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成26年第1回東洋町議会定例会を開きます。

(開会時間:9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として条例8件、補正予算3件、当初予算9件、規約の変更1件、発議2件、閉会中の継続審査・調査の申出1件の計24件、それと一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

3月7日に予算審査特別委員会を開催し、その報告書が届いております。次に、同日、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会をそれぞれ開催し、その報告書が届いております。総務教育民生常任委員長から、本定例会の開会日に付託を受けた、共謀罪の創設に関する陳情書は継続審査と、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書決議についての陳情書は採択と、産業建設常任委員長から、新たな知見で伊方原発の徹底検証等を求める陳情書は意見書が2つあり、最新の知見で伊方原発の徹底検証を求める意見書は不採択と、原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める意見書は採択との報告がそれぞれありました。以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。日程第1、議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについての件を議題とします。

質疑について、まず、本議案で提出された全ての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第54条の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては自己の意見を述べるできないことになっております。その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により、注意し、なお、従わない場合は発言を禁止します。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第3号、東洋町水防協議会条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第3号、東洋町水防協議会条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第4号、東洋町社会教育委員に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第4号、東洋町社会教育委員に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第5号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に

関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第5号、東洋町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第6号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号、東洋町立学校基金条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第7号、東洋町立学校基金条例の一部を改正することにつ

いての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号、東洋町町道占用料徴収条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第8号、東洋町町道占用料徴収条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号、東洋町公共物管理条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第9号、東洋町公共物管理条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号、平成25年度東洋町一般会計補正予算第4号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

通告してあります。3点ほど、質問させていただきます。

1つ目に、防災対策加速化基金というのがありますね。1,460万円が計上されておりますが、この基金の名称を見ますとですね、避難路や避難場所、公共施設の高台移転などの防災対策を加速させる、そのための基金のように見えるんですが、設置目的と積立予定額をお聞きしたいと思います。

議長 (今宮 裕明議長)  
光本総務課長。

総務課長 (光本 速雄総務課長)

それでは、ご説明をします。防災対策加速化基金1,460万円についてということですが、この基金につきましては、高知県津波避難対策等加速化臨時交付金によりまして、交付をされます。交付の対象費としましては、市町村が設置する防災目的基金へ積立に必要な経費が交付の対象でありまして、交付の算定は緊急防災減災事業債であります。国庫補助金の補助の残に對しまして、起債を借入しますが、その起債の借入の2割が交付されます。また、単独事業につきましては、起債借入額の3割が交付されることとなっております。この交付金を東洋町防災対策加速化基金、これにつきましては、平成25年3月に条例を設置しまして、積立をしております。使用目的としましては、防災対策や国庫補助金の町負担分の財源でありますとか、起債の償還に充てるものであります。今回の補正によりまして、基金としましては、前回の補正3号で1,000万円を含めまして、2,460万円を予定しております。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫君)

使用目的としまして、防災対策というのがありました。この防災対策ということについて、少し詳しくお聞かせ願いたいと思いますが、これは、どこまで防災対策、自主防災の、そういう自主的な、そういう対策になるのか。あるいは大きな建物等の対策になるのか。そこのところを少しお聞かせ願いたいと思います。

議長 (今宮 裕明議長)

光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

ご説明をします。この事業につきましては、大きな事業を目的としておりまして、避難路でありますとか、防災タワーの建設などであります。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。

7番議員

(田島 毅三夫君)

2問目、質問させていただきます。防災センターの設計委託事業が1,480万円の減額補正となっておりますが、このことについて、少しお聞かせ願いたいと思います。この事業の総額が約2億円予定していると、こういう説明がありました。このまま設計が進んでおるわけでございますので、そのまま続行されるということでございますが、これはどうですか。今の場所に建てると、こういうことには、変更はないわけですね。建物の設計は、やるようですが、できれば高台に移転という持論を持っておりますが、この場所に、本当に浸水域の場所に建てていいものかという心配をしておりますが、今後の建設に向かつての事業スケジュールをお聞かせ願いたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

お答えします。防災センター建設につきましては現在、設計をしております。事業費につきましては、2億8,000万円程度の見込みとなっております。財源につきましては、まだ確保できておりませんので、平成26年度の建設につきましては、見送っております。場所につきましては、役場周辺ということになっておりますが、どうしても災害対策本部でありますとか、無線機でありますとか、そういう施設を建てますので、役場周辺ということにしております。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

そういうことであれば、今後、場所については、検討の余地があるということで、議会等との検討、協議をお願いしたいと思います。

3つ目の質問に入ります。住宅やブロックなどのですね、耐震化補助金として、1,500万円が計上されております。このことについて、少しお聞きしたいと思います。この補助金というのはですね、住宅倒壊による人命保護と避難路確保のための住宅やブロックの耐震化補助金が計上されておるわけですが、これは何戸分の耐震化を予定しているのか、補助率は、自己負担ですね。それは何割ぐらい要るのか、それぞれの金額をお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

ご質問にお答えします。住宅、ブロックなどの耐震化の補助金1,500万円につきましてですが、まず、木造住宅耐震改修の設計の補助があります。これは10戸分であります。補助率は国が2分の1、県が4分の1、合計で4分の3の補助となっております。続きまして、木造住宅耐震改修の助成であります。これにつきましては、10戸分であります。補助率は同じく4分の3であります。コンクリートブロック塀の耐震工事の補助であります。これにつきましては、20件分を予定しております。補助率は同じく4分の3であります。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

今、10戸分、あるいはまたブロックの塀等が20件分という説明を受けました。東洋町全体で掛けたら、どれぐらいの家があつて、どれぐらい耐震化の必要があるのかということは、まだ把握しておりませんが、こういう状態では、なかなか前に進まないという、こういう危惧、心配をしております。そこで何点かお聞きしたいと思います。一番、私が心配しているのが、狭い通路ですね、甲浦東、中町、西なんかは、特にそうでございますけれども、そういう避難路の確保は、例えばですよ、避難場所へ殺到していく、昼になるか、

夜になるか分かりませんが、震災が起こったときに、住民さんがそれぞれ殺到していく。しかし、最後の入口の1軒でも倒壊しておればですね、そこで立ち往生することになるわけです。住民さんが避難場所を目の前にして逃げられなくなる。こういう心配をしておるわけでございます。そういう意味からも、避難路に関しては、両方に関してはですね、全戸、耐震化しなくては意味がないと、こう考えております。ただ、個人負担が厳しい人や1人暮らし、あるいは2人暮らしの、そういう高齢者の方なんかはですね、自分、一代ということもあって、非常に、こういうことに消極的でございますけれども、この狭い避難路の整備や倒壊防止対策を考えなければ、東洋町の避難計画は画竜点睛を欠く。本当に今、一生懸命、そういう避難場所を作って、避難路を確保して、一生懸命、対策をしておりますけれども、この避難路、避難場所の倒壊が1軒でもあったときにはどうするかと。こういうことをですね、考えていかなければ、あとの対策は全て、私は無駄になる。私は、こう考えておりますが、そここのところを、お考えを聞きたいと思っております。それから、もう一つ聞いておきますが、家屋やブロックということで対象になっておりますけれども、耐震化補助金の趣旨からいえば、建物とか、そういうブロックだけでなく、木造の日本瓦を葺いている家がございますが、そういう屋根瓦の落下防止というようなことは、どうお考えでしょうか。狭いところで両方からですね、屋根が揺られて、どんどん瓦が落ちてきて、そこに積み上がるというようなこと、あるいは避難中に頭上から、そういう物が落下してくるという心配もあるわけですが、そういう屋根の上のことについては、この耐震化の補助金対象にならないのか、そういう質問でございます。

それからもう一つ、別口の老朽住宅取壊費用1,000万円に絡めて、お聞きしますが、こうした避難経路に建つ家屋については今、取り壊しの除却の申請がたくさんあって、今回、10戸分が計上されました。その点はよかったですけれども、中にはやはり、規格にはちょっと当たらないという、ぎりぎり、あるいは当たらないというような、そういう家屋は除外されているという現実もあります。そういう意味からですね、こういう避難路の両側に関して、万が一、倒れたときには、避難ができない場所についてはですね、こんなこと言うていいのかわかりませんが、少々、補助規格に満たなくても、避難路確保の上からも、安全避難のためにもですね、何とか許可を少し緩和して、条件を緩和してでも除却できないかという質問でございます。以上、お聞きします。

議長

(今宮 裕明議長)

光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

再問にお答えします。避難場所の確保ということで、家が1軒でも壊れた場合、どうするかということになりますが、確かに費用の問題等も高くなりますので、耐震化が進んでいないということは承知をしておりますが、いろいろ広報とか、募集チラシを入れまして、推進をしていきたいと考えております。それと、屋根の落下防止も、耐震の中に助成できないかということですが、それにつきましては、また調べてみたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、建物除却のことについて、お答えを致したいと思います。除却については、国、県から補助金が出ております。それとですね、その関係と、もう一つは、国の指針に基づいて実施しておりまして、点数化をして評価を下しております。ですから、点数を無視してということには、なかなか成り得んということで、ご理解をいただきたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

住民課長から、そういう答弁がございました。国から、県からの、そういう指針に沿わなければいけない、そういうことで厳しいということでございます。また、総務課長からも、この狭い通路の1軒でも倒れたら、どうするかという問題についても、今後、1つの問題として。こういう説明でございませうけれども、これは確かに、国、県の指針もあるでしょうし、お金の掛かることでもあるでしょうし、それから、全世帯の方が、それに応じてくれればいいんですけども、チラシやいろいろ説明しても、なかなか、それは経済的な問題やら、家族構成の問題などありましてね、これはなかなか進みません。現在もそうでございませう。そういうところについては、何らかの形の倒壊防止策といひますか、対策といひますか、これは町独自で考えていかなければならない。いつまで経っても、その住民さんが手を上げてくれないのだから、仕方がないとい

うことであれば、私は一応、初めに言いましたように、この防災対策というのは、これは、私は絵に描いた餅になる、そういう心配をしております。どうでしょうか、どうしても厳しいようなところには、ポールを建てるような、前にも一度、提案させてもらいましたが、倒壊防止のポールを双方に建てておいて、ちょっと景観が悪くなりますけれども、そういう形の物とか、いろいろ案はあると思うんですがね、一遍、そういうことも踏まえて今後、住民さんも交えて、検討会をもっていただきたい。要望になるかも分かりませんが、答えがあればお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

答弁ありますか。他に質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第10号、平成25年度東洋町一般会計補正予算第4号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第11号、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第11号、平成25年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号、平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発

言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第12号、平成25年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号、平成26年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。武山予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長 (武山 裕一 予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告致します。3月7日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた、平成26年度東洋町一般会計予算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については、報告書をご参照下さい。

まず、たばこ税の前年度と同額予算計上については、喫煙者が増加しているが、たばこの値上げの影響により、前年度と同額で予算計上していること。町民税滞納繰越分の収入については、滞納処分の強化により、対前年度より15パーセント増の予算見込みを計上していること。町に交付される各種交付金の活用については、低所得者、一次産業者への活用策の要望がありました。

次に、斎場使用料の増額予算については、死亡者増加を見込んでの予算を計上したこと。また、消費税増税対策に係る1万円の給付事業の説明がされました。阿佐東線の基金支援状況については、基金総額を4億2,000万円、高知県側は分割で今後、拠出するとの質疑、答弁がありました。

次に、住宅耐震事業の個人負担については、耐震診断で3,000円、耐震設計、改修で90万円。緊急雇用事業の雇用者については、事業制度の変更により、雇用継続が可能となったこと。新規に自主防災組織の活動費の提案。互助会負担金の見直し。マイナンバー制度に対する委託業務の説明。公共高台施設移転基金の創設提案。地域おこし協力隊については、4人の応募に対し、審査の結果、採用できなかったこと、また、平成26年度も

公募するとの質疑、答弁がありました。

次に、光ケーブル加入世帯新設について、35世帯分の工事を予算計上していること。阿佐東線DMV導入については、主に車両設計費用であること、また、導入に係る報告、計画が伝わってこないこと。電算システム費用経費節減方策については、今後、メリット、デメリットを精査し、検討する質疑、答弁がありました。

次に、民生委員協議会の補助金については、県交付額の同額の120万円までの増額検討。平和塔の維持管理については、遺族会の高齢化に伴い、町による維持管理の検討。地元資格者の増加策の検討。福祉バス運行方法の検討の質疑、答弁がありました。

次に、緊急通報装置の通報体制の説明がなされ、猫放置対策による猫登録制の提案及び避妊助成事業の導入の検討。バイオディーゼル精製費用については、年間、ドラム缶24本を精製し、福祉バスに活用していること及び軽油に対し、精製経費の比較の質疑、答弁がありました。

次に、有害鳥獣の防護網の効果については、車両通行による道路の閉鎖ができないためと、地区による管理が行き届いていないため、現状では有害鳥獣が入っている状況の下での改善を求めたこと。冷蔵施設の運営については、漁協が運営する予定であり、計画書の提出を依頼しているとの質疑、答弁がありました。

次に、観光イベントについては、年中通しての集客イベントの開催検討。高規格道路の進捗状況。甲浦橋、小池橋の耐震補強について、拡幅も行うこと。防災備蓄倉庫事業について、旧名留川小学校跡地で大きめの倉庫を建設することの質疑、答弁がありました。

次に、児童、生徒に対する道徳の指導。図書購入費については、町民の要望により補正で増額対応することの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成、小松、高畠、西岡、平山、福島委員の5名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって、原案のとおり可とすることに決しました。以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。7番、田島毅三夫君。まず、反対討論ですね。

7番議員

(田島 毅三夫君)

これは、1項目、1件ずつやね。(事務局長より、1件といいますとの発言あり。)1項、1議案ずつやね。(事務局長より、そうです。一般会計当初予算ですとの発言あり。)反対討論。1点、先に確認しておきますけれども、今、特別委員長の方から審議の結果報告がありました。しかし、今回、初めてのことでありましたけれども、非常にたくさん、それぞれ質疑内容あるいは、それから答弁については、要約されて、できておりますけれども、その本当に、一部しか報告されておりません。一番、心配しているのは、こういうことであれば、この当初予算、平成26年のですね、一番、大事な当初予算が、どのように審議されて、どのような答弁があつて、そして、どのように決定したかということは、全く分からない、住民さんにとっては。我々は当事者でありますから、よく分かりますけれども、議会放送もない、そしてまた、そういう聞く場を持たない住民さんにとってはですね、この報告だけでは全く分からない。こう心配しております。

議長

(今宮 裕明議長)

休憩します。

(休憩時間:9時38分)

討論内容から逸脱している発言なので、議長が注意喚起する。

再開します。

(再開時間:9時38分)

7番議員

(田島 毅三夫君)

総務管理費、職員互助会負担金について反対討論を行います。これは、職員互助会負担金132万円の廃止を求めて予算執行に反対する。その理由でございますけれども、広辞苑にはですね、互助会とは、会員が互いに助け合うことを目的とした組織、こう定義されております。例えば、町職員が自らの給料から掛金を出し合い、医療費や結婚祝い金、弔慰金などを互助しているが、これには、私は何ら問題、意見はございません。ただ問題はですね、その職員増額の132万円という住民血税がですよ、町からの負担金とし

て支出されているという問題でございます。その職員の間ドック費用や保養施設の宿泊料、足摺半島1周マラソン大会の実施費用、福祉施設へのクリスマスプレゼント、また、災害発生時の被災住民への救済事業や見舞金まで助成すると、こう聞いております。また、行政が職員研修や福利厚生行事を行ったときに、その行った町へ対して助成すると、互助会からですよ。そういうこともされておると聞いております。つまり、町負担金を互助会を迂回して、町へ還元させていると、こういう構図でございます。これでは職員が互いに助け合う、職員互助の範囲を遙かに越えており、これでは市町村互助会ではないかと、こういうように思っております。また、住民には人間ドックなどの助成はありません。しかし、職員さんには町単独助成があるにも関わらず、その上、この町負担金の中から互助会を通して、まだ二重に助成されている。こういう現状でございます。保養施設もそうでございますが、宿泊したら1週間まで1泊2,000円の助成が出ております。こんなものは職員掛金で賄えばいいというのが、私の意見でございます。更に生活費や住宅建設費用の低金利貸付や、職員出産には、町負担金から出産祝い金と育児図書を1年間無料で配布するという、そういう負担金の支出が行われております。負担金の出資者であります住民が、生活に今、困窮している状態の中で、反面、職員の、こういう優遇措置には開いた口が塞がらないというのが、私の気持ちでございます。この職員互助会への負担金を廃止せよと意見しましたが、県事業であり、廃止できないという答弁がいただいておりますので、この予算執行には、どうか皆さん反対していただきたい、そういう意味での反対討論でございます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

賛成者の討論はありますか。(自席より、なしとの発言あり。)反対者の討論はありますか。(自席より、なしとの発言あり。)他に討論はありますか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第13号、平成26年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。本案は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13。

休憩中。

(休憩時間:9時42分)

田島議員の討論漏れによる、討論発言の申出があり、協議するため、議会運営委員会で審議した。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:10時15分)

議会運営委員会の報告を求めます。3番、高島俊彦君。

議会運営委員 (高島 俊彦議会運営委員長)

員長

それでは、議会運営委員会の報告を行います。議案第13号、平成26年度東洋町一般会計予算を定めることについての討論の件ですが、議長発言により再度、討論者の説明求め、可決する発言をし、既に採決しております。また、一事不再議の原則により、このまま進行していくことに決定致しました。これで議会運営委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

日程第13、議案第14号、平成26年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。武山予算審査特別委員長。

予算審査特別委員 (武山 裕一予算審査特別委員長)

員長

それでは、予算審査特別委員会より報告致します。3月7日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた、平成26年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については、報告書をご参照下さい。

償還推進助成事業費の減額理由については、貸付金償還の影響によるものとの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成、小松、高島、西岡、平山、福島委員の5名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって、原案のとおり可とすることに決しました。以上で、予算審査特別委員会の報告を終わ

ります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第14号、平成26年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。本案は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。武山予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長

(武山 裕一予算審査特別委員長)

それでは、予算審査特別委員会より報告致します。3月7日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については、報告書をご参照下さい。

財政調整交付金のその他特別事情に係る説明。出産育児一時金の助成額については、1人、42万円の5人分、国保加入者が対象であるとの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成、小松、高畠、西岡、平山、福島委員の5名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって、原案のとおり可とすることに決しました。以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第15号、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。本案は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第16号、平成26年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。武山予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長 (武山 裕一 予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告致します。3月7日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた、平成26年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について審査を行いました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で、原案のとおり可とすることに決しました。以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長 (今宮 裕明 議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第16号、平成26年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。本案は委

員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員（賛成8：反対0）であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第17号、平成26年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。武山予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長（武山 裕一予算審査特別委員長）

予算審査特別委員会より報告致します。3月7日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた、平成26年度東洋町介護保険事業特別会計予算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については、報告書をご参照下さい。

ケアプラン作成委託料の対象者数、介護予防教室機材運搬費の内容についての質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で、原案のとおり可とすることに決しました。以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（今宮 裕明議長）

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。（自席より、異議なしとの発言あり。）異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。（自席より、なしとの発言あり。）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第17号、平成26年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。本案は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員（賛成8：反対0）であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第18号、平成26年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。武山予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長 (武山 裕一 予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告致します。3月7日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた、平成26年度東洋町介護サービス事業特別会計予算について審査を行いました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で、原案のとおり可とすることに決しました。以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長 (今宮 裕明 議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第18号、平成26年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。本案は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第19号、平成26年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。武山予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長 (武山 裕一 予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告致します。3月7日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた、平成26年度東洋町下水道事業特別会計予算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については、報告書をご参照下さい。

下水道使用料の減額については、家族構成、単身世帯を考慮し、減額予

算を計上したこと。BCP計画策定については、下水道施設が被災した場合の継続運営計画を作成することの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で、原案のとおり可とすることに決しました。以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第19号、平成26年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。本案は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第20号、平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。武山予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長

(武山 裕一予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告致します。3月7日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた、平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計予算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については、報告書をご参照下さい。

水道使用料の減額については、家族構成、単身世帯を考慮し、減額予算を計上したこと。中山間地域生活支援総合補助金の対象地区の説明。甲浦配水池緊急遮断弁設置工事については、発災した場合、貯水タンクの飲料水を確保するため、自動遮断弁を設置すること。これにより、被災時500トンの飲料水が確保できることの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で、原案のとおり可とする

ことに決しました。以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。7番、田島毅三夫君。討論ですね。(自席より、議長、委員会で全員賛成なのに、反対討論はとの発言あり。)

7番議員

(田島 毅三夫君)

委員会終了後、いろいろと聞き取り調査致しました。その結果、自分の賛成したということが間違っていたと、そういう結果に至りました。そういう意味です。判断をお願いしたいと思います。

簡易水道特別会計の反対討論を行います。甲浦地区簡易水道の貯水タンクの給水管漏水遮断弁の設置費用2,338万円の執行について、反対させていただきます。その理由を述べさせていただきたいと思います。先ほど議員の方から反論がありましたけれども、あれから以後、担当課長、いろいろと調べ、お話をしてもうて、その結果、これは大変だなという思いに至りましたので、申し訳ございませんが、反対討論させていただきたいと思います。説明では、震災時にパイプなど、給水設備が破損したときに常時、貯水されている、約500トンの水が、そのままでは漏水するために、それを遮断して、震災後、住民飲料水の確保をすると、こういうものでございます。しかしながら、この500トンの水を確保するために、2,338万円という、多額のお金を注ぎ込むこととなります。まだ、これ以降、その遮断した水を今後、どういいますか、給水する設備が、まだ、これにプラスされるようでございますが、まだ、これは試算ができていないようです。それが更に、この2,338万円に追加されると、こういうことでございます。つまり、1トン当たり、4万7,000円近い費用が掛かることとなります。また、その分が追加されれば、更に増えるということになる。私の意見は下の川からですね、水が上がれば常時、どんどんと上がれば、これは常時、それで使えるんですけれども、貯水タンクはやられるのは必至でございます。そうなったら、その500トン使い切ったら、あとは遮断弁の用はなさなくなるわけでございます。それなら、奥河内や穴喰谷などのですね、飲料水供給施設あるいは湧き水等からですね、その飲料水

を給水パイプで引き込んで、車のところまで引き込んでおれば常時、そこで出しっ放ししておいて、使えるわけですね。365日、出っ放しにしておけば、いざのときには、そこからいくらでも取水できるし、普段は農業用水や生活用水としても活用できるというものであります。今回の飲料水タンクは、遮断弁設置は利便性や費用対効果の上からも、あまりにも無駄。費用が掛かりすぎる。その他のですね、方法や費用対効果の研究も、検討も行わずですよ、ただ、ただ執行しようとする今回の事業には反対したいと思います。これは甲浦についてでございますが、聞くところによりますと、来年度、野根地区の分もやるそうでございますが、これは300トンです。費用は同じぐらい掛かるそうです。今回のものが、予算が通過したとなれば、そのまま来年度も予算計上されると思いますので、そのことも踏まえて反対討論とさせていただきます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

田島議員、討論漏れはありませんか。(自席より、休憩取って下さいとの発言あり。) 暫時、休憩します。

(休憩時間: 10時35分)

田島議員の反対討論に対する執行部の説明をする。

再開します。

(再開時間: 10時40分)

賛成者の討論はありませんか。8番、西岡尚宏君。

8番議員

(西岡 尚宏君)

賛成討論をやりたいと思います。確かに田島さんが言われるように、谷の水、いろんな水の方法もあると思いますが、今、説明受けたとおり、確実な、安心な水、命の水ですわね、これをやっぱり500トン確保するために、多少のお金が掛かっても、住民のために、それが必要だと思いますので、私は賛成致します。

議長

(今宮 裕明議長)

反対者の討論はありませんか。他に討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第20号、平成26年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。本案は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第21号、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。武山予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長 (武山 裕一 予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告致します。3月7日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計予算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については、報告書をご参照下さい。

温浴施設の稼働計画については、ゴールデンウィーク及び7、8月での営業を計画していること及び有効活用策については、治療施設などの提案。海の駅の収支についての予算説明及び臨時職員の雇用については、常時6人体制。施設修繕については、生見シャワーコイン2箇所の修繕との質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成全員で、原案のとおり可とすることに決しました。以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長 (今宮 裕明 議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第21号、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。本案は委

員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員（賛成8：反対0）であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第23号、安芸広域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部の変更についての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

（松延 宏幸町長）

追加提案となりますことをお詫び申し上げます。それでは、ご提案を申し上げます。

議案第23号でございます。安芸広域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部の変更についてでございます。安芸広域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更することについて、地方自治法第252条の7第3項の規定により、議会の議決を求める。平成26年3月12日提出でございます。提案理由でございます。本案は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が、平成26年4月1日に改正されることに伴いまして、所要の変更を行うために、本規約の一部を変更することについて、地方自治法第252条の7第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。なお、内容につきましては、住民課長に説明させます。

議長

（今宮 裕明議長）

光本住民課長。

住民課長

（光本 孔士住民課長）

それでは、議案第23号、安芸広域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部の変更について、ご説明をさせていただきます。これにつきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律が、この4月1日に改正されるところであります。この法律については、ちょっと長いので、一般的に総合支援法という呼び名で表現されておりますけれども、法律が変わったためにですね、文言は変更になるということでありまして。それでは内容を読み上げさせていただきます。安芸広域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部の変更する規約。安芸広域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。題名を次のように改める。安芸広域障害支援区分認定審査会共同設置規約第2条中、安芸広域障害程度区分認

定審査会を安芸広域障害支援区分認定審査会に改める。附則、この規約は平成26年4月1日から施行するとなっております。これにつきましては、一番、最後のページにですね、新旧対照表を付けてございますが、単なる、例えば、法律変更に関して一部、文言が変わるという内容でございます。なおですね、手元に参考資料として、規約の全文の内容を変更した箇所、2箇所を太字、下線を入れて示してありますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしとの発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第23号、安芸広域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部の変更についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、発議第2号、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。1番、福島登君。

1番議員

(福島 登君)

発議第2号、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により、議会に提出を致します。本日提出でございます。提出者は私、福島登。賛成者は今宮裕明議員でございます。

本件は東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。3月7日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。趣旨説明を致します。

多くの国民が反対や慎重審議を求めていた本法を、安倍内閣と与党が衆参両院本議会で強行成立させました。政府の原案では、防衛、外交、特定有

害活動の防止、テロ活動の防止について、特定秘密に指定するとしています。しかし、何が秘密に指定されたのかは国民に知らされず、特定有害活動の防止、テロ活動の防止を理由にすれば、広範な情報を秘密にすることができ、政府にとって都合の悪い情報を国民の目から隠すことが可能になります。また、マスコミの取材や国民の情報公開を求める取組も処罰される恐れがあります。また、思想、信条の自由やプライバシー権が侵害されることにもなりかねません。よって、日本国憲法で保障された基本的人権を侵害し、国民主権、民主主義、平和主義を根底から破壊する特定秘密保護法を撤廃するよう、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣に意見書を提出するものであります。なお、意見書案については、お手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願いします。以上で、趣旨説明を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第2号、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成5:反対3)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、発議第3号、原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める意見書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

発議第3号、原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により、議会に提出する。本日提出であります。提出者は私、田島毅三夫。賛成者は西岡尚宏、平山照生、小松熙の各議員であります。

本件は東洋町議会に意見書採択の要請があり、産業建設常任委員会に付託されたものであります。3月7日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。趣旨説

明を致します。

福島原発事故で汚染された地域は30キロメートル以内に留まらず、約50キロメートル離れた三春町まで汚染され、多くの住民がヨウ素剤を服用しました。こうした広域の対応については、極めて多くの世帯が数年間にわたり移転するほかなく、一都府県、自治体レベルで解決できる問題ではありません。居住地、就労など移転を含む避難対策、計画を国の責任において明らかにし、策定することを求めるため、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣他、総務大臣に意見書を提出するものであります。なお、意見書案については、お手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願いします。以上で、趣旨説明を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第3号、原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める意見書についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、閉会中の継続審査・調査の申出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申出がありました。ここでお諮りします。それぞれの委員長からの申出により、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。(自席より、異議なしとの発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第25、一般質問を行います。

質問時間は、1人、40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。質問の通告が5名ありました。それでは順次、これを許します。

初めに、田島毅三夫君。件名は人口減少対策について、他5件であります。答弁者は町長及び関係課長となっております。田島毅三夫君、質問を始

めて下さい。

7番議員

(田島 毅三夫君)

一般質問させていただきます。まず、1問目として、人口減少と失業対策について、町長の具体的な考えを聞きたいという質問名でございます。年々、100人減少している、この人口減少はですね、その原因というのは、高齢化による自然減と若い働き手に仕事がなく、町内に住めないのが原因の一つであります。貴重な人材がどんどんと町外に流出しておるわけでございます。この状況を町長は、どう考えているのか、町長としてね、お聞きしたいと思えます。そして、その上で、その人口減少に対する対策の手立てがですね、26年度に、本当に計上が全くないといけませんけれども、少ない。失業者及び生活困窮者への救済に今後、どう手を打つのか、町長の考えをお聞きしたい。

2つ目の質問でございます。町出身者及びその家族や県外居住者を引き込んだ、これは、もう何遍も言います。もう、しつこいと思われるかも知れませんが、あえてまた、言わせてもらいますが、東洋町ふるさと会員制度を立ち上げて、町産品や情報を発信し、各種、催しにも来町してもらえれば、その交流の中で、新たな町おこしや移住者の増加にも連動できると考えておりますが、要は町長のやるか、やらないか、その気持ちひとつでございますが、町長の考えをお聞きしたいと思えます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員のご質問にお答え致します。確かにですね、本町の人口減少は、ご指摘の要因のとおりでございますが、今、始まった問題ではなくてですね、県全体の課題ともなっております。高齢化と少子化という問題でございますが、高知県が全国に先駆けて、直面してきた課題でございます。県知事も、この課題解決の先進県を目指しているということでございます。県も、どこの市町村も直面している、大きな課題でございます。しかし、この現状を打開するにはですね、自然減の流れに歯止めを掛ける、画期的な対策を打ち出すまでには至っていないというのが、現状でございます。本町も過去には単独事業でですね、第3子奨励の交付金制度を創設した経緯もございますが、現在は廃止となっております。県の産業振興計画では、地産地消から地産

外商へと雇用の場を作り出していくということも、人口減対策の一つとして、一つの目的としているところでございます。また、観光行政も交流人口の拡大から、移住促進にも力を入れていこうとしているところでございます。本町の目指すべき方向も一致しているところでございます。これまでも、何度も申し上げてきておりますけれども、本町の特性でございます、貴重な自然環境を生かしまして、一つはサーフィン大会などの誘致にも取組んで参りました。今後、県もですね、誘致に支援をしていくとの報告も受けております。また、ブロードバンド事業にも取組んできたところでございます。若い人たちの交流から1人でも、若い方々に定住していただければ、という思いからでございます。若い方が定住をしなければ、人口の増加にはつながらないということでございます。雇用の場確保も、職がですね、役場か、農協かという時代が何十年も継続しているわけでございます。雇用の場として、公共事業も必要でございます。現在は、防災対策に多額の予算を費やさなければならない状況でもございます。高規格道路の取組も、失業対策にも直結するものと考えております。数十年のスパンで、何千億もの事業費が投入されるからでございます。また、海の駅も、県の推進する産業振興計画の補助金をいただいて、再建をしたところでございます。オープンの式典でも申し上げましたけれども、海の駅再建は、県知事が推進する産業振興計画の中では、県境の地理的条件を踏まえまして、東部地域振興の拠点施設として位置づけられています。そのため、県からは手厚い補助金、ご支援をいただいているところでございます。高知の東の玄関口から、市町村が連携強化をしていくための施設として、情報発信基地としての役割も期待をされているところでございます。町民の皆様方とともに、明るい町づくりのために、県境の小さな町に活力を取り戻すために、やっとなですね、他町村と同じスタートラインに立ったという思いでございます。海の駅は利用者、利用客の増加が即、関係者に還元をされまして、充実するところとなり、更には雇用の創出につながっていくシステムを構築していかなければならないと考えるところでございます。1人でも若い方々の人口定着促進策となり得る方向を目指していく、その一つの契機としたいと申し上げてきたところでございます。

厳しい予算の中で、ご承知のとおり、34市町村中、最下位の貯金でしかないわけでございます。毎年、心もとない財政状況の中で、四苦八苦しながら、何とかやり繰りをしてですね、優先度合いも考慮しつつ、防災対策も、観光振興策もやっとなければなりません。商工会では青年部が新たに復活したということも聞いております。各種のイベントも企画していきたいとの思いでございますので、本年度、支援する予算も計上させていただいております。

す。昨年は、若い主婦の方々が主体です、結成をされました、よさこいサークルに対しまして、支援をしてきたところでございます。町内外の各種イベントにも参加をしていただいております。このことが切っ掛けとなりまして、守口市からも、海の駅再開時には、よさこいのグループが踊りの披露に、わざわざ参加をしてくれました。1つのグループでも町の活性化に、大いに寄与してくれていると考えているところでございます。

このように、少しずつ町の活性化に、若い方々の企画や実践が、自主的な行動として、実現されてきているわけでございます。ご提案の件もございすが、各種団体との連携は町内だけではなくて、他町村との連携を視野に、職域にこだわらず、若い方々の発想と行動力に期待しているところでございす。行政と致しましても、やる気を引き出すための支援を惜しまないように努めて参りたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。(議席より、答弁が漏れてないかとの発言あり。)1、2と同じで、答えさせていただきます。ご提案の件も含めて。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

横着してもろうたら困るな。東洋町ふるさと会員制度ということについては、明確な答弁がございませんでしたが、再問の中で、新たにもう1回、再度聞いてみたいと思ひます。今、町長が過去にも答弁されたようにです、これは東洋町だけの問題ではない。県下全体である。以前からそうである。それからまた、どういいますか、いろいろと、そういう町おこし、人口増については、未だにまだ、確定的な、そういう事業計画ができていない。こういう答弁でございすね。地産地消や、それから海の駅の活用をしたいと、そういうことを言われました。若者の定住、そういう人口アップにつながるということは、これは分かるんです。子どもでも分かるんです。じゃあどうやって、若者を定住をさせるかという、その定住策をお聞きしよるんです、今ね。もう一度、この今、私が言われたことについて、一々、どのように具体的に対策をするか、お聞きしたいと思ひます。それから、確かに県下でも厳しい状態ということはいくぶん分かります。人口減少を見ても、高齢化率を見ても分かりますけれども、その中で、どうするかということは、これは町長の双肩に掛かっているんですよ。住民さんは、今の状態ではどうにもできない。我々、議会は、そういう事業執行権は持っておりませんし、予算提出権もないわけですから、その責任

は、町長、全てに、あなたに掛かっているわけでございます。そういう意味からも、この東洋町を活性化させるための最高責任者として、もう一度、カチツとした、ここで具体的な、こういうことをするという、具体的な策をお聞きしたいと思います。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)  
再問にお答え致します。先ほどの答弁の中にもありましたようにですね、各種団体との連携を強化していくということが大事でございます。この3年間だけを見ても、観光協会もなければですね、商工会に青年部もない、そういったところから復活をしてきているというところですね、やはり若い方々に定着していくというのは、町のイメージから変えていかないかん。ブロードバンド事業に致しましても、多額の経費を投入しております。一つ、一つ取組んでいかなければですね、町が潰れてしまったら、何にもならないわけでございます。あれも、これもというわけにはいきませんので、長期的な視点に立って、政策というものは、やっていかないかんというふうに思っておりますので、具体的にあれをする、これをするというようなことは、直ちに今ですね、田島議員のご要望にお応えすることはできません。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。3回目です。

7番議員 (田島 毅三夫君)  
直ちにできないという答弁がございましたが、その直ちにというところがいいよ、町長、本来の厳しい声が出てきたなと思うて、聞いてたんですけども、確かに、その他の団体との交流ということは分かります。その中でですね、今、東洋町から町外、県外に出ている、たくさんの方がおられますが、それからまた、現在まで、昭和30年代から今日まで、波乗りさんといいますが、サーファーがたくさんおられました、そういう方がOBになった方や、たくさんおります。東洋町生見を第2のふるさとと考えている方も、たくさんおりますが、そういう方に声を掛けて、ふるさとの会員制度といいますが、住民制度といいますが、そういうもんを立ち上げたらですね、これは私は、これが成功したらですね、たちまち、私の考えでは、東洋町は活性化していくと地場

製品の、その今いう、通販といいますか、そういうことや、それから情報の発信、そして、それによって、イベントや、どんどん情報発信していける。そして、その名簿を作ったら、その名簿の方に、それがどんどんできるんですよ、3万人、5万人という、そういう名簿ができたときにね、私は、東洋町は改善していくと、改革できると、こう考えております。その一つの具体的な提案としてね、県の補助金が2分の1出ると聞いておりますが、この移住促進事業補助金というのがあるんですよ。それから、地域づくりの支援事業補助金、広域的な連携、最初のは県への移住促進事業でございますが、そういうものを使って、この今いう、東洋町ふるさと会員制度を立ち上げたらね、補助金いただきながら、これはハード、ソフト両面、出ております。こういう検討を即、やってもらいたいが、担当課長、町長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 (今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)  
移住促進ということではですね、県の方も力を入れておりますので、今、支援員の方々とですね、具体的な取組について検討しているところでございます。よろしいでしょうか。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫君)  
時間が厳しいので、完結に質問させていただきます。2つ目です。海の駅の地場産品増加策について、お聞きしたいと思います。現在、130人を越す出品登録者がおられますね、そのうち、3分の1以上が町外出品者と聞いております。特に農産物については、その人たちがほとんど主体となっていると、こういう現状でございます。これではね、せっかく建てた、この海の駅は、その目的に、趣旨というか、目的に反する。町の地場産品販売所とはいえない。こう私は行く度に思うんですが、町長の考えをお聞きしたいと思います。これは町長というよりも、実質、一線での現場責任者は副町長であります。この海の駅運営委員会の会長であります副町長でございますが、副町長に少しお聞きしたいと思います。この海の駅運営委員会は、本来の目的であった町内地場産品生産販売をどのように進める考えか。また、対策への協議は

しているのか、お聞きしたいと思います。また、出品したくても車のない方への対応を運営委員会では検討したのか。したなら、なぜ、町に建言して、それを実施しなかったのか。加工施設の整備をやるか、やらないか、お聞きしたいと思います。この加工設備については副町長というよりも、町長にお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

私の方からは、海の駅の運営協議会に関する部分について答弁をさせていただきます。去年の8月28日に、町長から海の駅東洋町の運営協議会委員と致しまして、11名が委嘱を受け、運営協議会規約に基づき、協議を開始しております。協議事項につきましては、1、海の駅東洋町の質の確保及び運営評価に関すること。2、出店者の募集、選定に関すること。3、委託販売組織の選考に関すること。4、前項に掲げるものの他、海の駅東洋町の適正な運営を確保するために、町長が必要と認める事項という協議会規約に基づき、会議を行っております。9月13日、第2回目の運営協議会を開催致しまして、出品者募集要領案、また、出品者募集について、チラシ内容、出品物の選考及び決定、職員の募集等について協議を致しております。10月28日、第3回協議会、このときはですね、田島議員から傍聴の申出がありました。協議会で諮って決めるということで、協議会で諮った結果、議員さんが傍聴をされますと意見が出しにくいというような意見がございまして、断った経緯がございまして。ただ、会議の内容につきましては会議終了後、議員の方に電話で報告するという約束もしました。それで、その日の会議につきましては、出品物の選考及び決定、それと、町外の出品募集についてのチラシ、そのチラシの範囲を徳島県は海陽町、室戸市は佐喜浜町ということで決めております。協議の結果は、終了後には電話で報告させていただいたとおりでございます。11月28日には、出品物選考及び決定ということで、このときは県外出品の選考、決定をしております。それと、臨時職員の応募状況、また、出品者講習会の開催日程等について協議をしております。12月27日、第5回の協議会を開催したときにはですね、臨時職員さんの決定、出品者数について、出品方法について、それと、1月12日のオープンに向けたスケジュールについてを協議しております。最近では、2月27日、第6回の協議会を開催して、(議席より、時間がないので、お聞きますが、町内地場産

品、生産販売をどのように進めるかということについて答えて下さいとの発言あり。)以上、報告したとおりですね、当運営協議会の中では、再建前の海の駅運営方法について、いろんな問題があったということで、再建後の運営をどうするかという協議をしてきたものでありまして、地場産品の生産、販売についてはですね、地元にあるものを出す。また、地元でできるものを出していただくということで、スタートをしておりますので、生産加工の議論はされておられません。それと、3月1日現在の出品者数は、総数が132名、町内が86、町外46、割にしますと、先ほど議員指摘がありましたように、町内が65パーセント、町外が35パーセントということになります。それと、出品したくても車のない人への対応ということですが、出品申込時に集配の希望を取っております。その集配希望を取った時点では希望がなかったということで、対応はしておりません。それとですね、生産加工の部分についてはですね、運営協議会の中では意見が出ておりませんので、審議はしておりません。私の方からは以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)  
そういう答弁でございます。先ほど1点、こう言われました。当初、運営協議会では、室戸から海陽町までの方を出品させるということ、今現在は、全国、認められているんですよ。このことについて再確認したいですが、生産者であれば全国どこでもかまんと、こういうことになっているようですが、これは、私は少し、やはり地場産品の販売所から比べたらという趣旨からいえば、ちょっとおかしい。こう考えを持っておりますが、運営協議会で、また検討していただきたいと思えます。それから、まず、確認したいといいますが、先ほどチラシ、募集チラシの中に、確かに太いゴシックで、ちょっと濃いめにして1行ありましたね、出品したい方で車のない方は、言ってくれたら、集配するというような希望者の募集といいますが、ありました。確かに、それに対して、要請というか、申込がなかったために、その事業は止めてしまったと、こういう説明でございますが、普通、皆さんよく考えてみて下さいね。チラシ1枚きました。ずっと見ていく。そのときに、そういうことがあったきに、よし分かった、私も、それを申込みしようということになるのでしょうかね。普通、年のいった方なんか、あるいはまたチラシをそのまま放置する方もいますが、そして、それを余り深く考えず、そのまま読み通す人もおりますが、その証拠に、あれ

から、それ以後、開店以降、うちが1人、1軒、1軒、回ったり、あるいは、その方から口コミで広がったりした人が約7人おりますが、そういう方が今、出品したいということで、車のない方は出品しております。まだまだ増えると思います。まだまだ隠れた人がおると思います。これは、そういう経緯があったとしても、これは暫時、再検討していただきたい。これは中山間の地域集出荷支援事業、補助金ありますね。これは県補助で、人件費はありませんけれども、そういう施設費は出ます。こういうものを使って、なるべく早く、そういう方を、漏れた方をフォローしてあげていただきたい。これは課長にしましょうか、副町長にしましょうか。お答え願いたいと思います。

それから、生産加工販売について、もう1回、副町長にお聞きしますが、今現在、ほとんど加工品は、よそから来ていますね。高知市内、あるいはまた足摺の方からも来ています。海産物等の加工品が。地元では、なかなかそれはできていない。ところがね、やはり、その町の方あるいは年のいった人、聞きますと、その竹の子にしても、薬草にしても、あるいはまた山菜、山草にしても、なんぼでもあるけれども、それを加工できないと、ようしないと、こういう声がありますが、どうでしょう。やはり、その加工、簡単な備品、設備で構いません。乾燥機あるいは真空包装機、あるいはまた、そのパック機、そういう簡単なものでも構いませんが、何とか、町で備えていただいて、それを自由に皆さんが、もちろん、それは使用料は、いただいて結構ですが、使えるような状況にした、そういう加工所を何とか造っていただきたい。野根でもいい、甲浦でもいい、どこか東洋町に1箇所、造っていただきたい。それをお聞きしたいと思います。それから、このためには、今いう、私が聞き合わせたところによりますと、県産業振興推進総合補助金というのがあって、ここで、その加工施設はできると、こう聞いております。補助金、3分の2の補助金でございますが、こういうものを使った、加工所の設置を重ねてお願いしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
伊吹建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

私の方から、集出荷の関係についてお答え致します。集出荷事業についてはですね、その要望等を踏まえながら、今後、人数が多ければ、検討していかねばならないと思っておりますので。現在、出荷している方については全部、そういう要望はなかったということで聞いておりますので、その集出

荷を希望されているというのは今現在、出荷されている方なんでしょうか。それではもう一度、そしたら、そういう出店者に対して要望等を取ってですね、今後、検討していきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。3回目です。

7番議員

(田島 毅三夫君)

今、伊吹課長から、そういう答弁がございました。要望があれば、あるいはまた人数が多ければと、こういう答弁です。私が言っているのはね、そういう隠れた方が、要望が出せない方なんかたくさんおると、できれば私は、その部落に委任するか、打診をしていただくか、あるいは町職員さんが1軒、1軒、個別に回るか、回って当たってみなさいよ。ほれやったら、出させてもらうという方がたくさん出てくると思います。これは課長補佐さん、この状況は、何人かということは把握していると思います。今現在、車がない方で出荷している方がね。小池さん。その課長補佐と一遍、よく相談していただいて、それは一部です、1地区です。だからまだ、あっちも、こっちも地区の中に、そういう方がたぶん、隠れた方がいっぱいおると思います。それを、ただ向こうから要望が来るから、人数は分かったということではなくて、こちらから、アプローチして何とか、この地場産品を多く出品して、これで販売していくという、そういう考えに立っていただきたい。そう思います。それから加工所については、これはね、何とか前向きな答弁をいただきたい。町長になるか、副町長になるか、検討するぐらいの答弁がいただきたいが、いかがでしょう。お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答え致します。2番目の件を主にですね、名留川地区でございますが、九十九会を中心と致しましてですね、もう畑を耕すところから、一から作物を育てて、海の駅へ出品したいとの動きもあるというふうにお聞きしております。このようにですね、各地域、地域で自主的な取組の動きもあるわけでございますので、介護予防にも直結するというふうにご期待もするところでございます。このように住民の方々の自主的な取組にご期待をしながらです

ね、先ほどの集配の業務も含めまして、今後、検討していかなければならないというふうに思っております。また、海の駅もできたばかりです、2カ月ですので、建設関係に1億円以上、費やしているところでございます。財政的にも優先を順序立てて、1つずつ取組んでいかなければなりません。ご指摘のですね、加工施設でございますが、これはもう、必要であるということは十分に認識しておりますので、県とも、どのような補助金があれば、あるいは規模も含めて、位置的なことも含めて今後、具体的な検討に入っていかないかんというふうに思っております。この海の駅を、建設時にも、そういったものの併設でありますとか、そういうような議論もございましたが、何事も一発にはいかないと、海の駅の再建だけでも、規模を若干、拡大しましたけれども、それだけでも1億円近くいるということですので、いきなり再建がですね、2億、3億というようなことには、なかなかならないということで、財政的なことがございました。今後はですね、そういった取組に、既に個人も、各団体もですね、加工品でありますとか、加工の研究、開発に取り組んでいる事案もあるわけでございますので、そのような方々とも、意見をお聞きしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思っております。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。3番目ですね。

7番議員 (田島 毅三夫君)  
そういう答弁でございます。過去より比べれば、だいぶ、前進したというように喜んでおりますけれども、まだまだ監視、怠ったら、どこへ行くか分からんなと思っております。加工所については是非。

議長 (今宮 裕明議長)  
3番目に移って下さい。

7番議員 (田島 毅三夫君)  
いや違う。まだ3問目ができるんやろう、まだ。

議長 (今宮 裕明議長)  
いや、もう3問、終わっています。町の活性化に移って下さい。

7番議員

(田島 毅三夫君)

3番目の町活性化について、地域おこし協力隊を活用しようという質問でございます。この地域おこし協力隊事業は知ってのとおり、今回、4名の方が応募されたけれども、それが規格に合わなかったと、こういうことで決まらなかったと、こう聞いておりますけれども、この国が1人当たり、月16万円、約です。その給料等、家賃、通勤車両などの購入費用までもって、農作業や町道の清掃、整備、不法投棄パトロールなど、広い作業にまで従事できるという、本当に、これは幅広い、使いやすいといえますか、そういう事業でございます。今の本町にとってね、ほんまに打って付けの補助事業であると、こう思っておるんですよ。しかしながら、何度、提案しても返事がない。もう一度、今日は、ここでカチツとした返事を聞きたくて、質問項目に入れらせていただきました。こんな有利な補助制度を使わない手はない。この制度を使って、5ないし6人程度を採用していただいて、耕作放棄地再生や、担い手不足の高齢農家などに、農作業の応援をしてあげようではないか。こういう趣旨の提案でございます。月、16日出勤ということで規定がありますが、残りの日、例えば、簡単にいえば、単純にいえば、14日間ですね、これ、休みになりますが、そういう残りの休みの日を利用していただいて、その方たちにグループで、あるいはまた個人がですね、開いた農地やら、それからハウスとか、あるいは耕作放棄、ほんの一步手前の、そういう柑橘の園のですね、そういう栽培をしていただければね。農業再生と副収入につながりますし、海の駅にも、そういう出品ができると、本当に、こんな一石三丁にも、四丁にもなる、本当にすばらしい補助事業と思うんですよ。任期の終わる3年後には農業従事者として、町に定着してくれるかもしれません。家族でですね、是非、立ち上げを求めるが、町長の考え、町長になりますか、できたら町長の方からお聞かせ願いたい。そしてどうしても、それが駄目だというのであれば、代替案をお聞きしたい。あと5年といわれる農業、この衰退、この破綻をですね。高齢化問題等があつてから、人口減があつて、農業は、もう5年しか持たないという話が、今、まん延しておりますが、それをどうやって止めるのか。その代替案を出していただきたい。それをお聞きしたいと思います。これが3問目です。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課

(伊吹 真貴博産業建設課長)

長

それでは私の方から、地域おこし協力隊の目的について、ご説明を致します。総務省が定める地域おこし協力隊推進要綱では、地域おこし協力隊は、概ね1年以上、3年以内の期間、地方自治体の委嘱を受け、地域で生活し、農林漁業の応援、水源保全、監視活動、住民の生活支援など、各種の地域、協力活動に従事するものをいうとなっております。都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持、強化を図っていく取組ですので、まずは受入れ地域の主体的な取組が前提となっております。地域おこしは自分たちの問題として、十分に意識する必要があります。また、地域おこし協力隊は恒久的ではありませんので、終わったあと、地域力が低下しないように、十分に協議をして、進めなければならないと思っています。単に仕事をさせることを目的としておりませんので、ご理解のほど、よろしくお願い致します。私の方からは以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。先ほどですね、担当課長の方からも答弁があったとおりでございますが、都市住民からの受入れ、雇用と定住策へとの一環である制度だと意識をしております。何とか、この事業をですね、取り入れたいというふうに思っております、予算化もしているところでございます。しかしですね、安易な考えで採用を致しますとですね、その方の一生を左右するようなことも想定しておかなければなりませんし、よいことばかりではない事案もですね、お聞きしているところでございます。他町村からは多くのミスマッチな事例も聞くところでございます。ですので、採用につきましては、慎重でなければならないというふうに思っております。地域要件や田舎生活にですね、柔軟に適合する、あるいは、できるような資質ということも、重要な判断材料としなければならないというふうに考えております。本町にはですね、実際に、このような制度を利用せずとも都会から転入して来られまして、農業を営み、定着している、よい事例もございます。地域の行事にも溶け込んでおりますし、仕事にはですね、やはり目的と覚悟を持って転入して来たんだというふうにも実感させられているところでございます。農業というのは、なかなか厳しい職種でございますので、若さと行動力の他にも、やはり覚悟というものがですね、大切な必要条件なのかなというふうに、いつも感じております。このようなことも含めまして、協力隊の人選にはですね、慎重に判断をし

ていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

慎重に検討ということでございます。それはね、今、この間、観光関係、それから、海の駅関係の2名の募集しましたね、そのことについて、おっしゃられておられると思うんですよ。それは今後、再度、募集したときに検討したら結構です。そしてまた、よそでも、こういうことを取り入れて、ミスマッチがあったと、こう聞いておりますが、それなら、そのミスマッチした原因をちゃんと改善すればいいわけですからね、それから、どういたしますか、よそから東洋町に何人か、確かに来ておりますね、新規就農等ということで来て、ハウスなんか造ってくれておりますが、しかしそれは、こういう私の言っている趣旨とは違うんですよ。私が言っているのは、この東洋町の農業を再生するために、その農業者が今もう、担い手がなくて、耕作放棄地がどんどん進んでいる。廃園に近く、廃園していると、こういう状態を改善するために、この事業を使ってやっていただくと、そして、残りの月半分の日をもちまして、自営していただいて、そして、3年後には、その今いう、東洋町に定着していただけるような検討ができないかと、こういう質問をしているんですよ。だから今言われた、ハウスやっている方とは、ちょっと違うんですよ。新規就農者とは、ちょっと違うんですよ。そこををよく考えてもう一度、私の言っていることを、趣旨を把握していただいて、答弁をいただきたいと思います。それから、これは地域、課長の方から、地域が主体になって取組むものであると、確かにそう言われました。もちろん、そういうことなんです。ところが、それが今、地域が取組む、取組めない状態になっている。農業者個人も、地域も、そして、その農業者の代表である農業委員会もそうなんですよね。全くそれに取組む力がない、やる気がない。こういう状況の中では絶対に、これは前へ進まない。だから私はこういう事業がある度に、それを取り入れて、町が主体的にリーダーシップを取って、それから誘引をしていくと、その農業だけではありませんけれどもね、漁業も、商業も一緒ですけども、町が誘導していく、誘引していく。そのリーダーシップを取らなければ、この東洋町は絶対駄目ですよ。上勝町のように住民パワーがしっかりしているところは、それでよろしいでしょう。しかし、もう住民パワーが今、全くなくなっているんですから。気力も、資力もなくなってるんですから。それはどうするかという、あとは、もう

行政の力なんです。その責任を、もう一度、自覚していただいて答弁をよろしくお願い致します。

議長 (今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)

ご指摘のとおりでございますが、月の半分をですかね、他のものに従事したとか、ございますが、まだ、この制度について、まだ導入をしておりませんので、そういったことも、できるのかどうかということも含めてですね、即答はできないというふうに思っております。約束をしたというふうに、すぐ言われますので、慎重に答弁をさせていただきます。思う気持ちは同じでございますが、まずはですね、今地域の特性に合った海の駅ができたばかりでございますので、この辺りをですね、強化していきたいという思いがございます。この地域おこし協力隊が軌道に乗ればですね、そのようなことも、他の取組の例もたくさんあるわけがございますので、そういったことが可能なかどうか、あるいは募集を掛けても全然、来ないというようなこともあるかも分かりません。今、直ちにですね、あれも取組み、これも取組むということはできませんので、まずは1つ、1つやっていかないといけないというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いしたいと思っております。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。3回目。

7番議員 (田島 毅三夫君)

揚げ足、言葉尻を取るようで申し訳ないが、1つ、1つと言われましたが、その1つ、1つが目に見えないんですよね。確実に、1つ、1つ着実にやっていっているという松なが町政、行政が見えないんですよね。それで、こういう言い方になるが。(自席より、松ながではございませんとの発言あり。)ほんなに言うたかい。松延町長のね、そういうところが見えない。そういうことなんですよね。それからもう一つ、ちょっと町長と私の考え方の違い、自覚の違いですが、2カ月ぐらいしか経っていない、私はもう2カ月も経っていると、こう採っているんですよ。早、成績を見たら下がってますね、1月、確かに1月と2月は、できた当時と、今とは、ちょっと違うかも分かりませんが、売上も1日、1日、月々、減っておりますね。こういうことも引くくめて、この2カ月の間、

やってきたことを踏まえて、どうするかという検討を、これもしていかないか  
と思います。それからですね、これぐらいにしときます。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫君)  
時間、どれぐらいありますか。ないと思いますが。答弁が長いもん。

議長 (今宮 裕明議長)  
残り21分。

7番議員 (田島 毅三夫君)  
21分。半分ありますね。あの4番目の質問させていただきます。漁業振興  
協議会というのは、これは勝手に自分が思っただけであります、名称はど  
うでも構いません。漁業あるいは商工業あるいは林業も、農業も含めてです  
けれども、農業は農業委員会がありますから除外しても構いませんが、こ  
ういう各種、産業別にですね、それぞれに、その協議会を結成していただ  
けな。こういう、その提案でございます。そして今、確かに農業、農協には、  
農業委員会は別としまして、組合がありますね、農業組合、それから漁業組  
合、商工会なんかがあるんですが、そういう正規の、そういうものでなくて、  
できれば一般の方も引くくめて入っていただいて、そして、その農業、漁業、  
商業、工業、そういうものを本当に何とかしなければならぬという意気込み  
のある方を集めていただいて、集まっていただいて、そこで協議をしていく  
という、振興活性化協議をしていただくという、そういう協議会を町の方  
から、何か結成していただけないかという質問でございます。また、その  
どうして、こういうことを提案するかというと今、本当に各産業は、もう  
本当に息の根が止まるぐらい寂れてきております。商業をとっても、数  
店の店は繁盛しておりますけれども、その他の店はどんどん寂れて、廃業  
している状態ということでございますが、こういうものを何とか立ち直  
らせたい。昔のようなどまではいいませんが、けれども、活性化した、  
そういう商業、農業、漁業にしていきたいというのが私の考えでござ  
います。そういう意味からも、何とか、そこで本当に、真剣に協議を  
できるような、議論できるような、計画案を出せるような、  
そういう会を作っていただきたい。今の既存の会では駄目です。これは  
全く駄目です。新たなそういう、本当にやる気のある人材が集まってい

て、やっていただく会を取っていただきたい。こういうお願いというか、質問で  
ございます。よろしくお願いします。

議長 (今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)

お答え致します。毎回ですね、同じようなご質問をいただいております。あ  
りがとうございます。直ちにですね、同じような答弁になってしまいますが、農  
業委員会のことも毎回、いろいろとお聞きしますが、田島議員もですね、農業  
委員でございますので、現職でございますので、農業委員会のことは農業委  
員会の中で、総意を取っていただくという、ご努力をひとつよろしくお願いをし  
たいと思います。その質問書にも書いてありますが、諮問するか、せんか  
というような、きついお言葉でございますが、こういったことも含めてですね、諮  
問機関というのは、その意見を聞くと、尊重をするということもござい  
ますが、海の駅の協議会も一緒です。第三者的な意見を聞かなければ、判断できな  
いような場合もございしますが、直接、農業問題に関わらずですね、ご指摘の  
とおり、商工のこともございしますが、今、町が取り組んでいるのは、有利な財政  
的な措置をですね、どうやって持ってくるか、過疎対策事業も一緒ですが、様  
々なメニューがあるわけですが、なかなかそれも活用はできておりません。  
なぜならば、やはり7割の財政措置があっても、3割は町負担しなければなり  
ませんので、年度、年度、計画を立ててやっていかないと、単年度ではなか  
なかあれも、これもというわけにはいかないわけでございます。そういうよう  
な中で、事業を推進しているわけですが、優先順位を決めながらやってきて  
いるわけです。そういった中でですね、ご指摘の件も、毎回のようにはいた  
きますけれども、それぞれの団体もございしますので、その団体の中からす  
ね、要望なりがあれば、直ちに検討していくというふうにやっていきたいと思  
っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫君)

ご理解できなかったから、再質問させてもらいますけれども、先ほどの反  
対討論の中に、農業委員会の給料を減らすという分が入ったんですよ。

結局、できなかつたですけれどもね。これは余談としまして、どういたしますか。そういう諮問をするということは、あくまで諮問であつて、という答弁が、そういうニュアンスの答弁がありました。私はそこで、諮問をして、そこで議論をしていただくと、真剣に。農業、商業、漁業、そういうものの再建、再生、振興、活性化策についてね、それぞれが意見を出してやっていく。議論していく。10分や半時間や1時間やなしに、ほんまに皆が、ガンガンと言ひ合うような意見を出し合つていくというような、そういう雰囲気作りを、まず、そういう雰囲気になってきたらね、意見が、皆が言えるような雰囲気ができてきたら、私は大きな前進やと思うんですよ。そういう意味から諮問という言葉を使ったんですけれどもね、これはもちろん、農業委員会を頭に置いて、1つあります。農業委員会が全く動かない。これは町長、ほんまに、これはうそじゃありませんよ。全く動きませんよ。私が5回、たたき台を机において、これを検討して下さいというところまで、いつてしたけど、それでもやる気がない。そのときの答弁が、委員にはやる気がないからといって、会長から声が、答えが出ましたけれども。もうここまでやる気のない委員は、辞めて下さいと言いたかつたんですけれども、それは止めましたけれどもね。それぐらい、委員会はず、弊害がきている。そういう意味からも、やはり町の方から、行政の方から、こういうことを検討して下さいという、問題提起していただいたら、我々もやりたいということで、お願いしたんですよ。それから、確かに、他に農業委員会以外にもたくさんの委員会があります。その他の特別職といわれる方々が4百何十人出ておりましたかね。そういう方が入つた委員会や協議会がたくさんあります。それぞれの分野、分野に。しかし、そのほとんどといった、全部と言つたらいきませんが、多くが、形骸化してしまつて、何か事案が出たら、それだけ審議してしまうという、こういうような質疑して終わるというような状況でございますが、私はそれは、それでやって結構ですが、それ以外に、東洋町をどう活性化させるかというところまで踏み込んで、その委員会で、各委員会でたたいてもらいたいと、審議してもらいたいと、そういうことを行政の方から、うんとアピールしていただきたいということでございます。

それとまた、一つ、先ほどの答弁の中で気になつたことが。こういう問題、たくさん出てから、いろいろという話がありましたが、職員さんの勉強ができていない。もうほんまに、確かに、毎日、毎日の事務、仕事に追われているのは分かります。うちらが行つても、ほんまに、各課に1人もいないときもあります。それほど忙しいということも、よく分かつておりますが、しかし、農業については、農業委員会がやるということではなくて、農業や漁業、商業については、産建課という課があるわけですからね、農業委員会や商工会や、そし

てそういう、その漁業関係者に任すのではなくて、自分たちがどうやっていくかというね。東洋町の、この産業を、自分たちの守備範囲をどうやってやっていくかということを真剣に考えて、そして、予算を組むときには案を出して、課長に、課長から町長にというようにして、どんどん、どんどん下からの意見を突き上げていただきたいと、その勉強をして下さいということをするんですけど、なかなかやっぱり、そこまでいってない。言うても、なかなか馬の耳に念仏ですが、今後、そういうことも踏まえて、職員さんの勉強をもっとしていただきたい。やる気を起こしていただきたい。そういうことに、お願いしておきます。

何を聞こうと思うたか、忘れてしもうた。そういうことでね、町活性化については商業、漁業、農業、こういう各基幹産業については、やはり各委員会がしっかりとしていかなければならない。そのためにはもう一度、町長、最後にお聞きしますが、諮問していただきたいが、やっていけないでしょうか。よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

(議席より、こういうことを企画、立案して下さいという諮問との発言あり。)

はい、松延町長。(議席より、問題提起との発言あり。)

町長

(松延 宏幸町長)

職員もですね、お叱りを受けたところでございますので、職員教育からやっていかないかというふうにも思っております。現段階ではですね、ご指摘の諮問には、お答えはできないというふうに答弁させていただきます。

議長

(今宮 裕明議長)

いいですか。ちょっと待って下さいよ。3回目ですか。(議席より、5番目との発言あり。)ここで、昼食のため休憩に入ります。再開は、1時30分とします。

(休憩時間: 11時53分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間: 13時30分)

7番、田島毅三夫君。残り時間は約14分です。執行部の答弁時間は約15分です。それでは質問を始めて下さい。

7番議員

(田島 毅三夫君)

あと2問です。よろしくお願ひ致します。5番目の質問、入らせていただきます。津波対策として、高台移転はどうか、という趣旨の質問でございます。

1問目、3. 11のテレビ、昨日、1日中、あっちこっちでやっていました。ほんで、自分らも見に行ったという経験の上からも、自分たちが見てきたところの様子なんかも見ながらね、本当に、未だにあのときのことを思い出しながら、大変なことやなと思っております。あれから3年になりますが、未だに、やはり、ああいう状態ですのでね、そこで質問させていただきますが、東洋町も18メートル、最高18メートルという波が来ると、こういう予測されております。18メートルといいますが、野根、甲浦、ほとんどいってしまうんですけれどもね。あの3. 11で、東北がやられた、あのよう状態になると、こういう自覚がまず、必要だと思ひます。そうしたときにですね、避難後、今、自主防災組織等が、そのあちこち避難路や避難場所を造って、順次、整備しておりますが、そうした避難場所、避難路を通して避難場所へ逃げた、そのあとのことなんですよね。避難後、国から、県からいろいろ応援もろうたりしながら、たぶん仮設住宅とかは造ってくれると思ひますけれども、その避難後、それができるまでの間に、避難生活を送らなければならないんですが、その東洋町では、どこに、その場を持つかという心配をしております。公民館や体育館などの公共施設がほとんど浸水し、避難場所とはならない。そういう状態でございます。公共施設や住宅の高台移転には確かに、初期投資が大きいと思ひますけれども、昨日の、一昨日の、その前の、そういうテレビを見てましてもですね、復興費用は、その何倍、何倍どころか何十倍、なるだろうと思ひますよ。初期投資は高い、高額だとしても、やはり、これはやっておくべきだと思ひます。私も現地に行ったときに、家族や家、財産、人生まで棒に振った被災地の人と、そのまま残った高台の人を見比べてね、本当に高台移転の重要性を実感しました。人命と住民財産、生活安全確保のためにも、高台移転は最優先されなければならないというのが、私の持論でございます。被災後、再建のおぼつかない本町にとって、住民を守り、町を存続させるには、それしかない、こう言い切りたいと思ひます。防災特措法ができれば考えると、町長は言いましたが、高台移転の今後のスケジュールあるいは考えについて、お聞きしたいと思ひます。1問目です。

2つ目の質問ですが、今、町人口は、2, 900人おられます。その中で、1人も犠牲者を出さないためにもね、自主防災組織による防災対策会議を各地区で取って、避難から避難路のことまで含めて、自分たちのことは自分た

ちで決めるよう、そういう協議の場を持つよう、町の方から誘導、誘引できないか。自主防災組織ですから、町は、行政が関われないということで、今まで、そういう答弁もらってきましたが、そういつて、いつまで経っても前へ進めません。何かの形で、町が誘引できないか、リーダーシップを取れないかという質問でございます。

3つ目の質問です。野根の旧国道周辺、国道から行って右側ですね。そして、あの辺りは聞きますと、1メートルぐらいの浸水予測が出ておると聞いております。そして、磯辺神社のところと、もう1箇所、南側と、もう1つの、今、1つは計画中でございますが、避難タワーができると、こう聞いておりますが、中には、住民さんの中からは強い要望として、もう1つ、真ん中辺りに造ってもらえないかという要望が私のところにも、また、課の方にも上がっております。しかし、私の考えるのは、そういう避難タワーを逃げるだけの、一時、逃げるだけの避難タワーを3つも造るよりも、立替えが必要になる、今後ですね、公民館や地区集会所などを鉄筋などの耐震2階建て構造、屋上構造にしてですね、そして移設すれば、確かに1メートルは浸水しますが、2階、3階は助かるわけですよ。普段の活用とともに、震災時には悪天候にも左右されない防災避難所となると、こういうのが私の考えですが、どうでしょうか。今後、避難所を兼ねた公共施設の、そういう場所への、野根地区の場所に移転するという、そういう考えはないでしょうか。お聞きしたいと思います。

4つ目です。これも一つの提案でございますが、これは前の前の町長のときも提案させてもらったことがあります。今後、新築する民間住宅においても、いざのときには、避難所として提供してくれることを条件にですね、コンクリートなどの耐震構造建築費用への助成は行えないか、行ってはどうか。その考えはないかという質問でございます。以上、4点、お聞き致します。

議長

(今宮 裕明議長)  
長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)  
田島議員の方から、4つのご質問をいただきましたので、答弁をさせていただきます。まず、質問の1についてですけれども、昨年、成立致しました南海トラフ地震対策特別措置法の施行に伴いまして、本町を含めます高知県沿岸19市町村は今後、推進地域へと指定をされまして、更に特別強化地域へと指定をされる見通しとなっております。今後、南海トラフ地震対策がよ

り一層、強化されるというふうに期待をしております。高台移転についてですが、現行ではですね、東日本大震災ですとか、新潟中越地震などの被災地、災害が発生した地域ですね、あるいは災害危険区域へと指定された地域というのが対象となっておりますことから、本町での高台移転の議論につきましては、ハードルが高いのではないかというふうに考えております。この南海トラフ特措法でですね、国の負担割合というのが2分の1から3分の2へとかさ上げされる、財政上の特例措置が受けられます。津波避難場所と津波避難路の整備を主に進めていきたいというふうに考えております。

次に、2つ目の質問についてお答えを致します。ご提言のですね、防災対策会議の取組につきましては、各地区の自主防災組織が主体となりまして、会議を開催して、南海トラフ地震などの自然災害への備えとして、地域の防災活動へとつなげていただきたいと考えております。既に、このような取組を実践している自主防災組織がありまして、南海トラフ地震を想定しまして、地区で防災対策について協議をしまして、津波避難路、避難場所の点検や管理、水や毛布などの備蓄、津波避難路、避難場所への夜間照明の設置などに取組んでおります。このように各地区の自主防災組織が主体となりまして、取り決めたことを地域の防災活動の一環として、実践していくというのが基本であり、理想的であるというふうに考えております。

次に、3つ目の質問にお答えを致します。津波高がですね、比較的低いと予想される津波浸水予測地域ではですね、公共施設の建設につきましては、津波避難場所も兼ねました施設整備が必要だと考えております。ただ避難タワーにつきましてはですね、やはり近くに高台のない地域については、有効な手段というふうに考えております。

次に、4つ目のご質問にお答えを致します。現状では耐震の低い住宅に対しまして、耐震診断、それから耐震設計、耐震改修の費用についての補助金しか考えておりません。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

そういう答弁でございます。どういたしますか、自主防災組織という組織の立ち上がったときの、そのどういたしますか、元々の、そのあれからいけば確かに、そういう答弁になると思うんですよ。しかし、実際が、その現実的に、その防災に、あるいはまた避難、あるいは、その避難後の生活等が自主防災

組織に任せるといことになればですよ、やはり今のような、東洋町のようなバラバラの自主防災組織では駄目なんです。対応できないんです。一部、しっかりした組織ができているようですけども、大多数、大半がバラバラなんですよ。そういうところを、私はもう少し行政が主導して、何か形で統制して、固めてもらえないかという質問をしているんですよ。もう一切合切、任せてしまうというのではなくてね。そしてもう一つは、今いうように、そういう、その自主防災組織に今後の自分たちの防災、あるいは避難ということについても、自分たちで考えてもらおうじゃないか。そのためにはやはり、その統制の取れた自主防災組織にしなければならないと、こう思います。確かに年々、行政が高額を払って、どういいますか、防災計画書なんかをやり替え、やり替えしております。何十万、何百万とお金を掛けておりますけれども、現地も知らないね、そういう、そのコンサルかどっか知りませんが、そういう町外、県外の業者に委託した、そういう防災マニュアルをなんぼ作ってもね、意味がない。これがなぜ分からんのかと思うんですけども、実際の現場に立って、そして、その住民の中で生活しながらした人が作ったものであれば、現実に対応したものができるとは思いますが、顔も見ただことない、来たこともないような、そういう人が机の上だけでね、こういうものを作って、それが何の役に立つんですか。それより、自主防災組織の人が集まり、アイデア、意見を出し合い、実地に必要な計画を立てることが大事だと、こういう主張でございます。自主防災計画の自主防災組織への委託を提案しますが、どうでしょうか。お聞きをしたいと思っております。それから、現状の先ほど言いましたが、現状のようなバラバラの自主防災組織では横の連携も取れない、それから縦の連携も取れない、現状のままではね、こういう状態では、なかなか対応できないというのが現状でございますが、そのために自主防災組織の、その組織の確立をね、1日も早くしなければならないんですよ。そのためにも私はできれば一度、東洋町全体の自主防災組織、44でしたか、組織でしたか、ありますが、その人たちに一同に介していただいたらどうかと、町からお声を掛けていただいてね、そして、東洋町自主防災組織総会でもいいですが、名前はどうでもいい。そういう人たちに一度、集まっていたいただいて、連携の取れるような一応、そういう取っかかりの会を一遍、開いてもらいたいと思っておりますが、町長の考えはいかかでしょう。

それから、もう1点、これは課長補佐が言われましたが、私が言っているのは、避難タワーでは避難はできます。一時的に命は守れます。しかし、そのあと、どうするかという問題提起したんですよ。1日や2日は、仮に雨の日でも、仮に大雪の日でも、1日や2日おられるかも分かりません。しかし、そこで

ずっとおるわけにはいかないんですよ。そのときにどうするかというときに立ったときに、私は、その公共施設をあそこに建てていただいて、そして一旦、避難して、そこで生活をできるようにするためにも、公民館等移動さすときには、そこに建てていただけないでしょうかという提案を含めた質問やったんです。この点について、ちょっと答弁をいただきたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答え致します。基本的にはですね、担当の方から答弁があったとおりでございますが、自主防による防災対策会議、仮称でしょうが、そのようなものを早くしろという、ご提案でございます。このようなことも当然にですね、考えていかないけません。今現在ですね、まず、逃げる道、逃げることを重点にしたハード整備をしている段階でございます。このような施設がですね、ある一定、進んだ段階でですね、そういったことも同じようにやっていきたいというふうに思っております。明日、来たらどうするかということもございまして、そのために、甲浦トンネルの上に広い用地も、用地だけは先に確保しておくということで、用地は昨年、25年度予算やったですかね、確保をしております。現在、ヘリポートを建設中です。工事の不調の関係もございまして、備蓄倉庫につきましては、26年度に転けることになってしまいましたけれども、できるところから取組んでいると、予算のこともございます。今後はハード事業につきましては、先ほどの担当の方からも補助金がかさ上げされるということでございますので、そういったことが、どのような施設がですね、有効かというようなことも今後、検討もしていかないけません。それと、今ですね、そういった財政状況の中で、当然、老朽化している公共施設も建て替えも必要になってきますが、何分ですね、なかなか、そういったところまでには追いつかないというのが現状でございます。明日、来たらどうするかというところから、まず、公共施設の補強をすとか、学校なんかでも、耐震をまず、やるというようなことで、順番に取組んできておりますので、その点をご理解を願いたいと思います。仮設住宅用地が必要なときが来ればですね、それはもう大変なことになるわけですが、今、昨年度に購入致しました、仮称防災公園と言っておりますけれども、そういったところにも仮設住宅は十分、建つような広さになっているというふうに考えております。(議席より、どこ言いましたかとの発言あり。)場所ですか。甲浦のトンネルの上ですよ。(議席

より、野部のトンネルとの発言あり。)用地、予算可決させていただきましたよね。そういったことも含めて、順番にですね、やっていかないかと、ご指摘の防災、自主防の会もですね、追々と啓発しながら、取組んでいきたいと思っておりますので、今後とも、ご指導のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。残り時間が4分です。

7番議員

(田島 毅三夫君)

どういたしますか、町長の答弁、聞きよったら余計、分からんようになってくるんですよ、結局、順次、取組んでいるといたって、結局、高台移転とは、未だにテーブルの上に上がっておりません。またそして、我々もどこまで進んでいるか、町長の心の中、頭の中だけの問題であって、我々、議会に全く分からない。住民にも分からない。しかし、どんどん国も、法律なんかも、これありました、27日の新聞には学校高台移転構想かということで、文科省が出しておりますね。今日の昼のニュース等でも、集会所なんかも、国やら、県の補助金で一切、地元で迷惑を掛けずにやっていけるという、これは耐震ですけれどもね。そういうように、どんどん進んでいるんですよ。そういうものを、やはりアンテナをよく張り巡らせていただいて、やはり東洋町が生き残るためには、これは高台移転しかない、2,900人を守るのはね。これは、命は避難路へ逃げたら助かるでしょうが、そのあと帰ってきたときに家がないんですから、どこに住むんですか。どこで避難して、その後、どこで生活するんですか。そういうことを考えたらね、やはり我々、議会、あるいは執行部がね、もう少し、そのことを、先のことを先取りして、考えていかなければならない。いろいろ法律が出てくるということは、待っていても構いませんが、やはり先取りして、先手を打って、対応していかなければならない。こういう考えを持っております。どうですか、一度、東洋町高台移転検討会のようなものを作ってみませんか。そこで、ワークショップでも構いませんが、作っていただいて、そこで、いろいろテーブルの上へ載せていくと、まず、取っ掛かるということが大事やと思うんですが、そのことについて、ひとつ町長の考えがあればお聞きしたいと思います。これで3つ目、終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。即、高台移転をという(議席より、即というのは今日、明日ではありませんとの発言あり。)でしょう。ですから、順序立てて、計画も立てていかないかと、今、高台移転といっても、お金もないし、住民合意もできてないわけなんですよね。(議席より、検討会を立ち上げて下さい。それだとお金は要りませんとの発言あり。)今後、検討致します。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

あと2分です。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

秒読み状態ですけれども、6番目の質問させていただきます。これは町長の方から答弁をいただけるかどうか、ちょっと分かりませんが、周辺地域の県民税減額の要請を県へ行って下さいと、こういう趣旨の質問でございます。聞くとところによりますと、東洋町では年間、3,200万円ぐらいの県民税が、もう納付されていると、こう聞いておりますね。しかしながら、県庁へ行くにしても、高知の病院へ行くにしても、例えば、今、やっております、ミレー展のような各種文化施設の利用もね、自転車で行ける、県中心部県民に対して我々、東洋町住民の受ける距離的、あるいはまた時間的、また心身的な苦痛や損失はね。年間、あるいはまた一生考えれば計り知れないと思うんですよ。同じ高知県の県民として、中心部と我々と比べたときにね。それなのに周辺地域の県民税算出基準が同じとは不公平であると、こういう発想でございます。これを県議会で取り上げて訴えて下さいという、県議にお願いをしたんですが、それきりになっておりますがね。今後、そういう意見書を出すというなら、議会に諮ってまた、提案もしていきたいと思いたいますが、どうでしょう。町長から知事に対して、県民税額を距離的、時間的リスクを考慮して、課税するよう正式に要請していただけないか。したらどうかと、こういう質問でございます。それができないとなればですね。県支出金等の距離的なリスクを勘案した県支出金の配分、増額、これを町長の方から強力に県の方にお願いでできないかという質問でございます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致しますが、質問の趣旨が今ひとつ理解できません。県に対しましてはですね、行政経費も含めまして、毎年、特殊事情ということで、特別交付税の算定に反映していただくようにですね、努力はしております。ただ県民税の、この制度につきましてはですね、税金ということの制度の中でやっておりますので、東洋町だけですね、(議席より、発言あり。)いや、それは恐らく、こういう制度はたぶん無理だというふうに思います。常識の範囲を超えているというふうに思っております。税金にはですね、軽減措置とか、減免制度もあるわけでございますので、当然に、東洋町だけですね、安くしてくれというようなことは、なかなか難しい。それとまず、徴収努力もですね、必要でございます。補助金をくれ、補助金をくれというふうに、我々はいつも言っていくわけですが、自主的にですね、自主財源の確保にも取組んで下さいよと、数字だけを見たらですね、顔を上げることができません。そういった中で、今、税務課もですね、一生懸命に取り組んでいるというところでございますので、これ以上はですね、県に対しては別の補助金をいただくように努力をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。(議席より、はいとの発言あり。)

議長

(今宮 裕明議長)

はい、あと42秒あります。いいですか。(議席より、了解との発言あり。)田島毅三夫君の質問が終わりました。

続いて、小松熙君の質問を許します。件名は海の駅付属施設について、他1件であります。答弁者は町長他となっております。小松熙君、質問を始めて下さい。

4番議員

(小松 熙君)

海の駅再開後、繁盛していることは大変、結構なことでありますが、将来を見越して、付近へテイクアウトの店を何店舗か建てたらどうかということですね。道の駅日和佐、公方の郷なかがわのように、テイクアウトの店を併設した施設の方が、客が増えているように見受けられます。お客の方も、その方が喜んでいるように感じました。例えば日和佐のように、海の駅の横へ併設すれば、海の駅自身が大きく、広く感じるのではないかと。日和佐の場合、1軒、3坪ぐらいでしたが、月1万5,000円で貸していました。それぐらいもらえれば、町の負担は抑えられるのではないのでしょうか。また、雇用の創出に

もつながるのではないか。この不景気の中、海の駅の繁盛は結構なことで、雇用の増大にもつながっているが、テイクアウトの店を造ることによって、一層の雇用増になるのではないか。

それと、温浴施設の不振が続いているようですが、簡単な海水プールを造って、都会のアトピーの子どもたちに逗留させ、治療させるとか、いろんな方策を検討、研究してみてもどうか。幸い旅行村の2階は宿泊施設があるのですから。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

小松議員の質問にお答え致します。海の駅付属施設についてですが、海の駅については、今年1月12日に再開し、2カ月が経過しておりますが、その中で、売上につきましては、事業計画の目標額に近い数字が計上されております。ただし、運営については、現在も試行錯誤をしながら進めている状況ですので、安定した運営と経営が確立するまでの間、海の駅を中心に頑張りたいと考えていますので、よろしくお願ひします。ある一定、運営と経営が安定すれば、海の駅を反映させるための計画について今後、検討する必要があると考えていますので、よろしくお願ひします。なお、土地については県の管理地ですので、占有して建物を民間に貸し出した場合には、町の収入とはなりません。よろしくお願ひ致します。

それと、温浴施設に海水プールを造ることについてですが、ボイラーが海水対応になっていないため、ボイラーを取り替える必要があります。そのため、現状では難しいと考えております。ただし、自然休養村管理センターの利用計画については今後、利用者を増やしていく検討をしていかなければならないと考えてますので、よろしくお願ひ致します。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

4番、小松熙君。

4番議員

(小松 熙君)

温浴施設についてですが、今、国道から走ると、全然、分からないんですよ。温浴施設がどこにあるかも。前にも1回言ったことがあるんですが、のぼり旗を立てるとか、そういう方法によってでも、場所を知らせるといことも

必要じゃないかと思えます。それによって、どうしてもいかんとなれば、その  
いろんな方策を考えてみななければいけないと思うんですが、やるだけやって  
欲しいと思えます。よろしく。

議長

(今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)  
海の駅の看板についてはですね、今年、25年度の予算で、懸垂幕を自然  
休養村に掲げております。なお、議員の指摘があるように、国道から見えにく  
い、駐車場に入っても分かりにくいところもありますので、今後、のぼり旗等  
を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。すみま  
せん間違いました。温浴施設の看板です。

議長

(今宮 裕明議長)  
よろしいですか。次の質問。4番、小松熙君。

4番議員

(小松 熙君)  
2つ目の、甲浦、生見、野根の各地区で車で逃げれる避難路を確立させて  
はどうかということなんですが、過疎の町にとりまして、車は運転できるが、  
歩くのがおぼつかない人が今後、ますます増え続けるだろうと予想します。  
その対策として、車で逃げて、1日ないし2日ほど、車中で生活できる場所を  
造れば、津波のときの避難には有効ではないでしょうか。新しく造るのではな  
く、既存の大丈夫な場所への誘導できる方法を考えて欲しいということです。

議長

(今宮 裕明議長)  
北川総務課長補佐。

総務課長補  
佐

(北川 晃彦総務課長補佐)  
それでは答弁させていただきます。高齢者の方々にとって、自動車での避  
難を考えることは当然のことと思えます。しかし、自動車での避難は地震に  
よる道路の被害や建物、電柱などの倒壊による交通障害、また、渋滞等の  
発生により避難に支障を来す恐れがあります。東日本大震災においても、道  
路の被災や建物などの倒壊による交通障害や渋滞によって避難できない状  
況が生じたことが検証されております。自動車での避難は、避難場所まで早

く移動できる点では優れておりますが、同時に、避難ができなくなるリスクも発生します。このことから、本町におきましても、津波浸水予想地域である各地域へは徒歩での避難を前提に、津波避難路や津波避難タワーの整備を進めております。最大クラスの津波の予想結果が公表されたことによりまして、自動車での避難を考える住民の方もおられると思いますが、東日本大震災の教訓からも、津波発生時の避難に当たりましては原則、徒歩による避難をお願いしたいと考えております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

いいですか。(議席より、いいですとの発言あり。)小松熙君の質問が終わりました。

続いて、福島登君の質問を許します。件名は障害者自立支援法について問う、他2件であります。答弁者は町長、副町長、課長、課長補佐となっております。福島登君、質問を始めて下さい。

1番議員

(福島 登君)

福島でございます。まず、議長におかれましては、私に質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。私からは福祉関係の質問1件、税制関係を1件、海の駅東洋町の関係1件、計3件の質問をさせていただきます。また、質問の中で、既に採決した予算について触れることもあろうかと思っておりますので、ご了承をよろしくお願い致します。

それでは質問1として、障害者自立支援法についてお聞きを致します。この障害者自立支援法については現在、難病や関節リュウマチの方への支援を加えて、障害者総合支援法ということになっておりますので、よろしくお願いを致します。この法律について、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、平成24年4月に障害者自立支援法等改正による相談支援体制の見直しを図られました。対象者を障害者と障害児とし、それぞれ、介護、訓練、医療、装具、生活などの様々な利用サービスを設定し、支援を進めることとなっております。対象者が現在のサービスの継続や新たなサービスを受けようとする場合、市町村にサービス等利用計画案を提出し、手続きをする必要があります。経過措置の平成27年3月末までに、この利用計画案を策定し、提出しなければ、サービスを受けることができなくなることもあります。市町村に提出するサービス等利用計画案を策定するのは、相談支援事業所であり、必要により市町村に設置することもできます。現在、高知県内で

は、利用者数に応じた相談体制の確立が遅れているのが現状でございます。そこで次の3点について、一括してお聞きを致します。1点目、現在、東洋町で関係サービスを利用する人数及び平成27年3月までにサービス利用計画書案を策定しなければならない利用者数を町内在住、町外在住でお聞きを致します。2点目、サービス利用計画書案の策定を町外の相談支援事業所に委託するのか、または、町内に相談支援事業所を開設するのか、開設するのであれば事業内容と体制、予算措置についてお聞きを致します。3点目に、1点目のサービス利用計画書案を策定しなければならない利用者数を踏まえて、経過措置の平成27年3月までに全て策定し、手続きができるのかどうかをお聞きを致します。よろしくお願ひ致します。

議長

(今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、福島議員の質問にお答えを致します。3点いただいておりますけども、一括して、まとめてお答えをしたいと思ひます。まず、現在のサービス利用者については28名です、正確には。全員がプランが作成な方ばかりです。この28人のうち、14名は在宅の方、つまり町内ですが、残り14名が町外の施設の関係でおられる方です。プラン作成については、町の直営相談支援事業所を開設して対応をするとともに、町外にあります、日和佐のおおぞらとかですね、室戸のグリート、あるいは、たんぽぽ、更に、これも室戸なんですけれども、現在、事業所は開設していませんが、近々、開設予定の1箇所、それと、高知市にある民間の相談支援事業所に対して協力を要請しながら、プラン作成を平成27年3月までに完了できるようにと考へております。なお、直営の相談支援事業所につきましては、管理者1名と相談支援専門員1名の体制を考へております。予算措置については、直営事業所扱い分として11名分、その他の作成分、つまり委託ということになりますけれども、2つに分けて計上してございまして、その他16名分については、民生費の社会福祉費、社会総務費にあります、障害福祉サービス費の7,083万円の中で措置をされます。事業所については、役場内に設置を予定して、相談場所としては、別室を確保して十分対応できるようにと計画をしております。なお、1人が、慣れた専門員1人が処理できる1年間の数字として、一般的に言われておるのが30件から40件と言われておりますので、外部委託を考へると、27年3月までには、何とか対応させていただけるかなというふう

は考えております。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登君)

ありがとうございます。事業内容等については理解できましたので。経過措置、あと1年でございますので、一生懸命やっていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。また、障害者等の支援については、社会福祉協議会のフレンズが様々な支援をしていただいているところであります。住民課においては障害者のみならず、子ども、子育て、高齢者支援など、様々な支援が求められており、大変だと思いますが、住民の皆様が、必要なサービスを途切れなく受けれるようにやっていっていただきたいと思います。この障害者等の支援につきまして、最後に、町長のお考えをお聞きを致します。よろしくお願い致します。

議長 (今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)

福島議員にお答えを致します。先ほどの住民課長からの答弁のとおりでございますが、この制度はですね、国の法律に定められたものでございますので、当然に、町としても取組んでいかなければなりません。本制度の円滑な取組を今後、スピードアップしていかなければならない時期であるというふうに認識をしております。私も勉強不足ではございましたけれども、この事業に要する人件費といえますか、例えば嘱託職員でありますとか、そういった方々の人件費がですね、全く補助対象になっていないということもお聞きをしているところでございまして、財政的に厳しい環境にある自治体と致しまして、また福祉政策にも地理的に大変、不利な条件でございます、本町と致しましては、補助対象範囲の拡大につながるように、県にも要望していきたいというふうに考えておりますので、今度とも、ご指導のほど、よろしくお願いしたいと思います。

議長 (今宮 裕明議長)  
福島登君。

1番議員

(福島 登君)

町長、ありがとうございました。また、よろしくお願ひ致します。次に移らせていただきます。

質問2として、納税の啓発活動等についてお聞きを致します。納税の啓発活動については学校の授業において、税のことを学ぶ教室が行われ、子供のころから国民の義務である納税について勉強をしているところであり、町内においても自主財源の確保等の観点から、納税啓発等の活動を推進していく必要があると思ひます。このことについてお聞きを致します。よろしくお願ひ致します。

議長

(今宮 裕明議長)

安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

それでは、福島議員のご質問にお答えを致します。福島議員のお考えのとおり、税の啓発、また、租税教育を推進していくことは大変、重要だと、私も考えております。現在、安芸税務署内の租税教育推進協議会の中で、管内市町村の小中学校で毎年、租税教室を開催をしております。本町でも、時代を担う児童の皆さんに税金が、この社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため、毎年、甲浦小学校で参観日に授業の一環として、税務課の職員を派遣をしまして、5年生、6年生を対象に、私たちの暮らしと税と題して、税金の種類とか仕組み、納税の義務について租税教室を開催を致しております。ちなみに、昨年は6月の13日、参観日に行っております。今後も小中学校から、ご依頼がある間は、税務課の職員を派遣致しまして、租税教室を続けていきたいと考えております。また、昨年は中学生につきましても、税に関する作文を安芸税務署に応募していただいております。町税の徴収率の低い本町にとっては、自主納税の体制を作っていくためには、税の啓発活動は必要不可欠でございます。例えば、税を考える週間とか、税の徴収月間などを設けまして、期間を限定し、より多くの町民の方に税務行政をご理解をしていただき、納税意欲の向上を図るための啓発活動を今度とも行っていきたいと考えております。その中で、納税者の利便性の確保のための納付方法の検討や予算の範囲内で納税意識を高めるための啓発ポスターの作成、冊子等を作成し、住民の方に配布をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひを致します。

議長 (今宮 裕明議長)  
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登君)  
ありがとうございます。今後の適切な調査の上での厳格な滞納処分や納税啓発活動等を根気よく実施していただくことをお願いし、次の質問に移らせていただきます。

質問3と致しまして、海の駅東洋町の経営等についてお聞きを致します。1点目に、建設費用以外の初期投資額についてお聞きを致します。2点目に、2月の仕入れ、その他経費も含めた収支について、まず、この2点についてお聞きを致します。

議長 (今宮 裕明議長)  
小池昭平産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐 (小池 昭平産業建設課長補佐)  
それでは、私の方から福島議員の海の駅東洋町の経営等についてということで、2点、先にお答えさせていただきます。まず、①の建設費用以外の初期投資額についてですが、建設費以外の初期投資額は、消耗品につきましては、どこまでが初期投資なのか、細かく精査できておりませんが、2月末現在で確定しているものに対しまして、お答えさせていただきます。いす、テーブル、ブラインド、厨房用品等の備品が約431万円、食器やのぼり等などが約84万円、その他消耗品等で初期投資に当たるとと思われるものが約101万円となっており、合計で616万円となっております。2月の仕入れ、その他経費も含めた収支についてです。2月の仕入れ及び収支につきましては、まだ光熱水費等が確定していないため、収支が出ませんが、分かっている範囲でお答えをさせていただきます。町へ入る受託販売手数料が147万3,346円、レストランの売上げが115万760円で合計262万4,106円の収入になる予定です。経費につきましては、人件費が109万円、消耗品等が約40万円となっております。仕入れにつきましては、レストランの材料代で約51万円となっております。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
福島登君。

1番議員

(福島 登君)

再問です。初期投資については616万円というけど、かなりの額が掛かっております。また、経費部分についてはまた、臨時職員、パート職員の増員を考えているということは、ちらっとお聞きしております。再開から2カ月経ち、各職員も仕事に慣れたことだと思いますので、繁忙期や繁忙時間帯に集中した人員の配置や作業の共有化により、効率化ということを考えていないかどうか、その部分についてお聞きを致します。

議長

(今宮 裕明議長)

小池産業建設課長補佐。

産業建設課  
長補佐

(小池 昭平産業建設課長補佐)

職員の増員は26年度予算で計上しております。繁忙期とかの職員の増員につきましては今後、考えていきたいと思っております。以上です。(議席より、何人増員かとの発言あり。)当初予算で6名と、(議席より、増員の分との発言あり。)増員の分ですか、増員が当初予算で2名分、予算を計上しております。よろしいでしょうか。

議長

(今宮 裕明議長)

福島登君。

1番議員

(福島 登君)

ありがとうございます。3点目、26年度のイベントも含めた経営計画と収支予測をお聞きを致します。よろしく願いをします。

議長

(今宮 裕明議長)

小池産業建設課長補佐。

産業建設課  
長補佐

(小池 昭平産業建設課長補佐)

それでは、福島議員のご質問にお答えをさせていただきます。26年度のイベントも含めた経営計画と収支予測についてです。イベントにつきましては現在のところ、具体的な計画は立てておりませんが、今後、関係団体などと協議をしながら、検討を重ねていきたいと考えております。経営計画につきましては、産業振興計画や地域アクションプランにも記載しておりますとおり、

年間来場者数、18万人を目指して、イベントだけに頼るのではなく、海の駅の情報発信や近隣の観光施設、宿泊施設などとの連携も考えながら、地元の人はもちろんのこと、観光客や観光バスなどにも立ち寄っていただけるような魅力ある店作りを考えていきたい思います。収支予測につきましては、直販部門では年間、1億4,700万円の売上げを見込んでおりました、その手数料として、2,352万円が町の収入になると見込んでおります。レストランの売上げにつきましては年間、720万円、その他の収入としまして1,000円を見込んでおりました、合計で3,072万1,000円の収入見込みになると考えております。経費につきましては、人件費、光熱水費等が2,176万円、食材費が480万円、その他の経費として354万2,000円で、合計3,010万2,000円を見込んでおります。収支としましては、61万9,000円の黒字と見込んでおります。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

(議席より、これで終わりなんですけどとの発言あり。)いいですか。福島登君。

1番議員

(福島 登君)

海の駅の位置づけとして、町の観光施設としての役割や職場確保をという役割は当然ですが、先ほど、ご答弁にもありましたように、616万円の初期投資をしている以上、経営を軌道に乗せ、収入を確保していく必要があると考えております。田島議員の質問とも重複するかもしれませんが、今後、経営者的な観点から効率的な職場管理や経営管理ができる専属駅長等の配置を考えているかだけ、お聞きを致しておきます。よろしく願いをします。

議長

(今宮 裕明議長)

答弁。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。職員とかの配置のことでしょうか。(議席より、いや専任の駅長を置いて、人員管理や経営管理ができる人を今後、置くつもりはありませんかとの発言あり。)今ですね、午前中の質疑の中でもございましたけれども、地域おこし協力隊でありますとか、今、公募を図っております。そういった中でですね、当然、増員という形にもなってくると思いますが、現在、パート職員を増やしていきたいというふうを考えているところです。今後のです

ね、経営方針といいますか、行政報告でも少し触れましたけれども、先ほどの担当の方からもございました、県の産業振興計画では、27年度には年間、18万人の来客数を目標数値としているところでございます。観光交流人口の拡大を図るとともに、お遍路さんの呼び込みでありますとかですね、団体客の誘致にも期待をしているところでございます。商工会にもですね、新たな青年団できました。いろいろイベントもやっていきたいというふうに聞いているところです。観光振興協会や他の団体とともにですね、連携をして、イベント事業の開催や営業活動強化につなげて参りたいというふうに考えております。現在はですね、直営ということで、職員も、従業員も慣れない中ですね、日々、試行錯誤しながら懸命に、運営に奮闘をしてくれております。お陰様で1月の売上、2月はちょっと天候の関係でですね、来客数が若干、減ったということもございますが、売上は順調に推移しているというふうに認識しております。今後はですね、出店者各自の創意工夫も必要だと考えておりますし、町としても出店者の拡大イベントの開催等によりまして、町外からの来客誘致活動を強化していくことが必要というふうに考えております。午前中にも、田島議員からもございましたが、加工品の開発でありますとか、販売、海の駅独自のですね、ホームページも開設をして、そこからの地域情報の発信でありますとか、四国東南部の道の駅との連携にも取組んで参りたいというふうに考えております。ネット販売あるいは県内外の市町村との連携強化も必要でございます。できることから、できることをですね、また、ご指摘がございましたら、見直すべき点は、直ちに見直して参りたいというふうに考えております。柔軟なですね、発想と若い方の智恵や行動力にも期待をしているところでございます。行政と致しましては何よりもですね、長期的な視点に立っての取組が大事であるというふうに考えております。持続可能な無理のない安定して、継続できる営業体制づくりを目指して参りたいというふうに考えておりますので、再開後、まだ2カ月ということでございます。もう2カ月というようなご指摘もございますが、長期的展望をもってですね、今後とも建設的なご提言と、ご指導のほど、よろしくお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

(議席より、もう最後。質問じゃないですとの発言あり。)福島登君の質問が終わりました。

続いて、平山照生君の質問を許します。件名は入札の最低価格の設定を

求めることについてであります。答弁者は町長他となっております。平山照生君、質問を始めて下さい。

2番議員

(平山 照生君)

私は入札の最低価格の設定を求めることについて質問します。現在、町が行っている入札では、最低価格が設定されている場合と、そうでない場合があると聞きます。極端に低い価格で落札した場合は利潤が少ないとか、赤字になるなどの理由で、手抜き工事の原因となりかねないなど、施工上の弊害が出ることがあると考えられます。また、業者によって資金繰りのいい業者と、そうでない業者の間では入札価格を下にする。下げるといふか、そういう力も、おのずと違いが生じると思います。このように、施工上の理由とか、公平の原理から考えて、町の行う、全ての請負入札に最低価格を設定することを求めます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

それでは私の方からですね、平山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。議員ご指摘のとおり、最低制限価格を設けることにより、そういった施行上の弊害を排除できると考えております。そういうことで、現行の工事入札でも、そういった指摘事項を踏まえて、最低制限価格の設定を行っておりますが、全ての工事入札に適用できておりません。国、県の補助事業及び町単独事業の工事入札については原則、最低制限価格を設定していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

いいですか。平山照生君の質問が終わりました。

続いて、西岡尚宏君の質問を許します。件名は池、相間地区集会所の設置についてであります。答弁者は町長となっております。西岡尚宏君、質問を始めて下さい。

8番議員

(西岡 尚宏君)

それでは質問させていただきます。一昨年から相談していた池、相間地区

の集会所は8畳一間で、駐車スペースもない現状であり、利用者が支障を来しております。南海地震のことも踏まえ、建て替えと何らか、何とかならないのか。町長のお考えをお聞きしたいです。

議長

(今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

西岡議員にお答えを致します。確かにですね、ご指摘のとおり、池、相間地区の集会所はですね、どこの集会所よりも手狭な状況でございます。集会所としての機能も不十分な建物になっているというふうに感じております。本日のですね、これまでの質問の中でも、何度も答弁をしておりますけれども、なかなか財政的な余裕もない中でですね、様々な優先度合いも判断して参らなければなりません。新たに物を建て替え、あるいは新築しなければならないということもございますが、財政的にですね、補正対応が可能なのかどうか、また、位置的な問題、規模の問題等々、事業費の想定も詰めていかなければなりません。今現在、防災対策上の施策の実施にですね、多額の予算が必要とされている時期でございます。特に、防災対策上の施策であっても、特に問題となりますのが用地ということでございます。提供や使用するという段階になってもですね、また、いざ買収するという場合におきましても、いざその段階になりますと、なかなか協議が難航すると、協力がいただけないというような事案も多々、あるわけでございます。集会所の新設ということであれば、部落の合意でありますとか、総意というものが前提になるというふうに考えております。先に述べましたとおり、特に用地の問題に協力が得られるのか、若干、懸念するところでもございますので、検討はしたいというふうに申し上げておきます。

議長

(今宮 裕明議長)  
8番、西岡尚宏君。

8番議員

(西岡 尚宏君)

財政上の問題とか、いろんな問題は自分らもよく分かっております。町長が最後に言われました土地の問題、土地については、部落が責任を持って地権者と交渉をして解決します。池部落地区には、南海地震のときに津波の来ない場所がありますので、そこらも含めてよろしくお願い致します。

議長 (今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)  
再問にお答え致します。用地についてですね、部落からの全面的な協力が得られるということをございましょうか。そうであれば、町と致しましてでもですね、前向きに検討させていただきたいと思ひます。適正な規模や構造、事業費も含めまして、補正予算での対応が可能であるのか、今後も事業の実施に向けまして、部落からのご協力について、ご指導のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)  
8番、西岡尚宏君。

8番議員 (西岡 尚宏君)  
集会所の設置が確定すれば、駐車場として周辺用地を部落が購入する考えもありますので、是非、前向きな検討をお願ひ致します。

議長 (今宮 裕明議長)  
答弁はいいですか。(議席より、はいとの発言あり。)西岡尚宏君の質問が終わりました。

以上で、本日の議事日程は全部、終了しました。これにて本日の会議を閉じます。これで、平成26年第1回東洋町議会定例会を閉会します。どうもお疲れさまでした。これにて議会放送を終了致します。

(閉会時間:14時37分)